

奈良市新斎苑基本計画

奈良市

平成28年11月

新斎苑イメージ



【目 次】

1	新斎苑計画の概要	1
1.1	新斎苑建設の背景	1
1.2	新斎苑の計画地	3
2	前提条件の整理	6
2.1	上位計画による位置づけ	6
2.2	関連計画の整理	7
2.3	自然条件・社会条件の整理	13
2.4	計画地に係る主な法規制など	15
2.5	火葬場の法的な位置づけ	28
3	新斎苑の基本方針	30
3.1	現東山霊苑火葬場の課題	30
3.2	新斎苑整備の基本方針	31
4	新斎苑の基本計画	32
4.1	火葬炉の検討	32
4.2	配置計画	39
4.3	建築計画	40
4.4	各部の計画方針	43
4.5	施設イメージパース	45
4.6	駐車場計画	46
4.7	造成計画	47
4.8	道路計画	48
4.9	橋梁計画	50
4.10	給排水設備計画	51
4.11	電気設備計画	51
4.12	園地施設計画（外構計画）	51
5	事業計画の検討	52
5.1	事業費の算出	52
5.2	事業スケジュール	52
5.3	今後の課題の整理	53
	参考資料	54

1 新斎苑計画の概要

1.1 新斎苑建設の背景

1.1.1 計画策定に至る経緯

現在の奈良市火葬場（東山霊苑火葬場）は大正 5 年に開設し、その後、昭和 43 年に老朽化対策改修、昭和 48 年に燃料を白灯油への切り替え改修、昭和 49 年に強制通風装置設置および再燃焼炉の改修工事、昭和 57 年に完全無煙無臭の独立型火葬炉への改修工事等、数度の改修を経て現在に至っています。

しかしながら、市民ニーズや火葬件数の増加などの社会状況の変化や近年の技術革新に伴う環境面への負荷の軽減等を考慮すると、旧タイプの施設の改修だけでは限界があります。

このような状況に対応するため、人生終焉の儀式的場にふさわしい、安らぎのある、また環境や景観に配慮した新斎苑を整備することとしました。



図 1-1 東山霊苑火葬場位置図

1.1.2 東山霊苑火葬場の概要

現在の東山霊苑火葬場の概要は以下のとおりとなっています。

表 1-1 東山霊苑火葬場の概要

所在地	奈良市白毫寺町 973 番地
開設年月日	大正 5 年
構造・規模	鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 578.93m ²
施設概要	火葬炉 8 基（内 大型炉は 1 基）、収骨室、遺体保管室（2 体） 斎場（有料）、職員用事務室、駐車場
業務内容	火葬業務、維持管理業務
業務時間	午前 9 時～午後 5 時
休業日	1 月 1 日～1 月 3 日

1.1.3 東山霊苑火葬場の運営状況

これまでの東山霊苑火葬場の運営状況は、以下の表のとおりとなっています。東山霊苑火葬場の火葬炉は、冷却装置が設置されていないため 1 炉につき 1 日 1 体、1 日合計 8 件の火葬しかできない設備となっています。そのため、年間最大で 2,896 体（362×8）の火葬しかできません。また、メンテナンスなどもあり火葬炉の稼働率を約 95%と仮定すると 2,751 体となり、現状で、ほぼ最大限稼働している状態ですが、市民の死亡者数に対して不足しており、市民の約 1/4 が市外の火葬場を利用せざるを得ない状況となっています。

本市の火葬炉使用件数は、平成 27 年度には 2,732 件で年々増加傾向であり、施設の能力が限界となっていることが表れています。

斎場については、年間数件～35 件と利用件数は多くありません。東山霊苑火葬場は、近年建設された火葬場の火葬時間（1.5 時間程度）に比べ長時間（3 時間程度）を要することや、施設が古く長時間を過ごすサービスを提供できない状況にあります。

表 1-2 東山霊苑火葬場の運営状況

年度	市民 死亡者数	火葬炉 使用件数	奈良市民 (利用率)	奈良市民外 (管外率 ¹)	行旅 死亡人	その他	遺体 保管件数	斎場 使用
平成 20 年度	3,006	2,484	2,332 (77.6%)	111 (4.5%)	10	31	157	2
平成 21 年度	2,968	2,480	2,330 (78.5%)	120 (4.8%)	6	24	176	9
平成 22 年度	3,182	2,569	2,402 (75.5%)	133 (5.2%)	8	26	227	16
平成 23 年度	3,396	2,701	2,529 (74.5%)	133 (4.9%)	12	27	248	30
平成 24 年度	3,325	2,664	2,496 (75.1%)	132 (5.0%)	7	29	265	10
平成 25 年度	3,426	2,688	2,522 (73.6%)	153 (5.7%)	3	10	210	9
平成 26 年度	3,438	2,676	2,519 (73.3%)	126 (4.7%)	6	25	199	35
平成 27 年度	3,492	2,732	2,554 (73.1%)	141 (5.2%)	12	25	191	29

¹管外率：年間総火葬件数のうち、管外から持ち込まれる件数の割合。

1.2 新斎苑の計画地

1.2.1 新斎苑計画地の位置

新斎苑計画地（以下、「計画地」とする。）は、現在の火葬場から東南約 1.2 kmの横井町地内の山林に位置し、主要地方道奈良名張線から岩井川を越えた南側にあります。市街地に比較的近く、約 1.2～1.7 kmの距離のところに、県立高円高校や奈良教育大学などが立地していますが、計画地から 250m以内に住宅はありません。

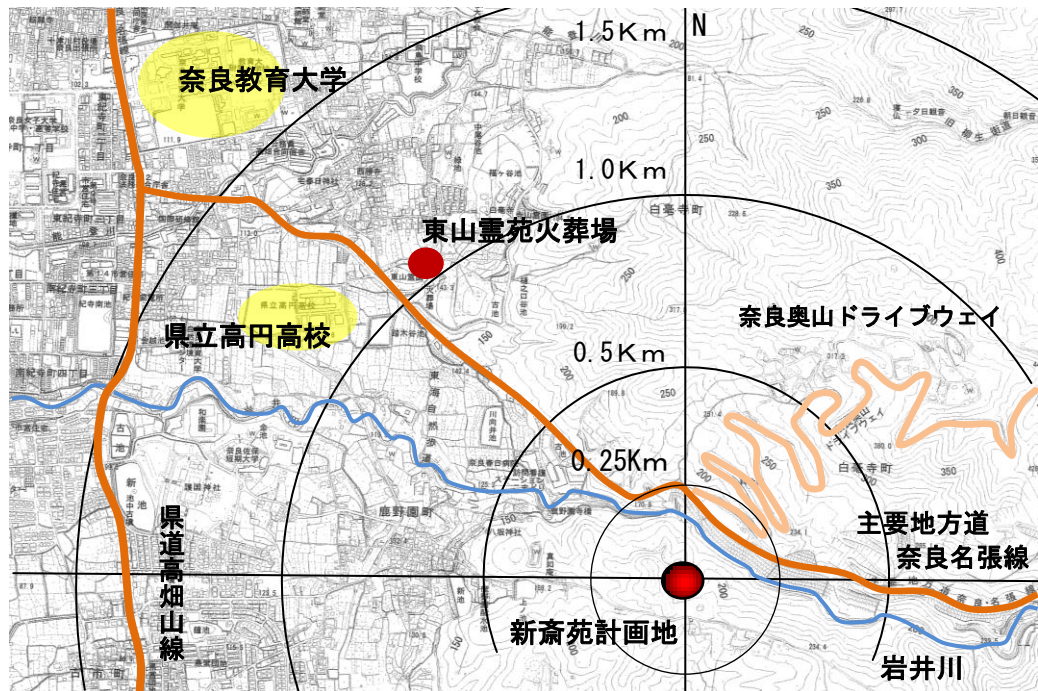


図 1-2 計画地位置図

1.2.2 計画地の概況

計画地は面積約 5ha で、平坦なところを有していますが傾斜地が多くなっています。

計画地は、北側には主要地方道奈良名張線と岩井川が並行して位置し、岩井川と南側の市道東部第 285 号線との間に挟まれた山林となっています。

南側市道が丘陵の尾根を形成して高くなっており、北側に面する岩井川に向かって低くなる北向きの斜面となっています。

岩井川に接するあたりで標高 160～170m、南側の市道に近いところで、標高 210～220m となり、その高低差は約 50～60m となっています。

西端には、計画地内で最も高い標高 228m の小高い部分を有しており、最大高低差は 60～70 m となっています。

地形勾配は、急なところを除いて平均的には 1：3 程度の傾斜を持ち、一部谷になっているところでは、1：5 の緩勾配のところもみられます。



図 1-3 計画地航空写真

1.2.3 市街地からの眺望

市街地から計画地を望める地点は、主要地方道奈良名張線及び市道東部第 285 号線の 2 つの谷に沿って計画地の丘陵に至る視線が想定されます。その視線上の代表的な視点場として、以下の 2 点を設定しています。

- ・ 県立高円高校付近
- ・ 近隣集落付近

2 つの視点からの可視領域図及び各視点からの見え方について、以下のとおりとなっています。

・ 県立高円高校付近

主要地方道奈良名張線添いの谷を通して、比較的奥まで見通せますが、計画地は直近の山に遮られ、直接見ることはできません。

・ 近隣集落付近

東方向は山に遮られ、あまり遠くまで見通せるところはありません。また、計画地周辺へは手前の山によって遮られ、直接見ることはできません。

以上より、新斎苑の計画地は市街地側からは、直接見えにくい位置にあります。

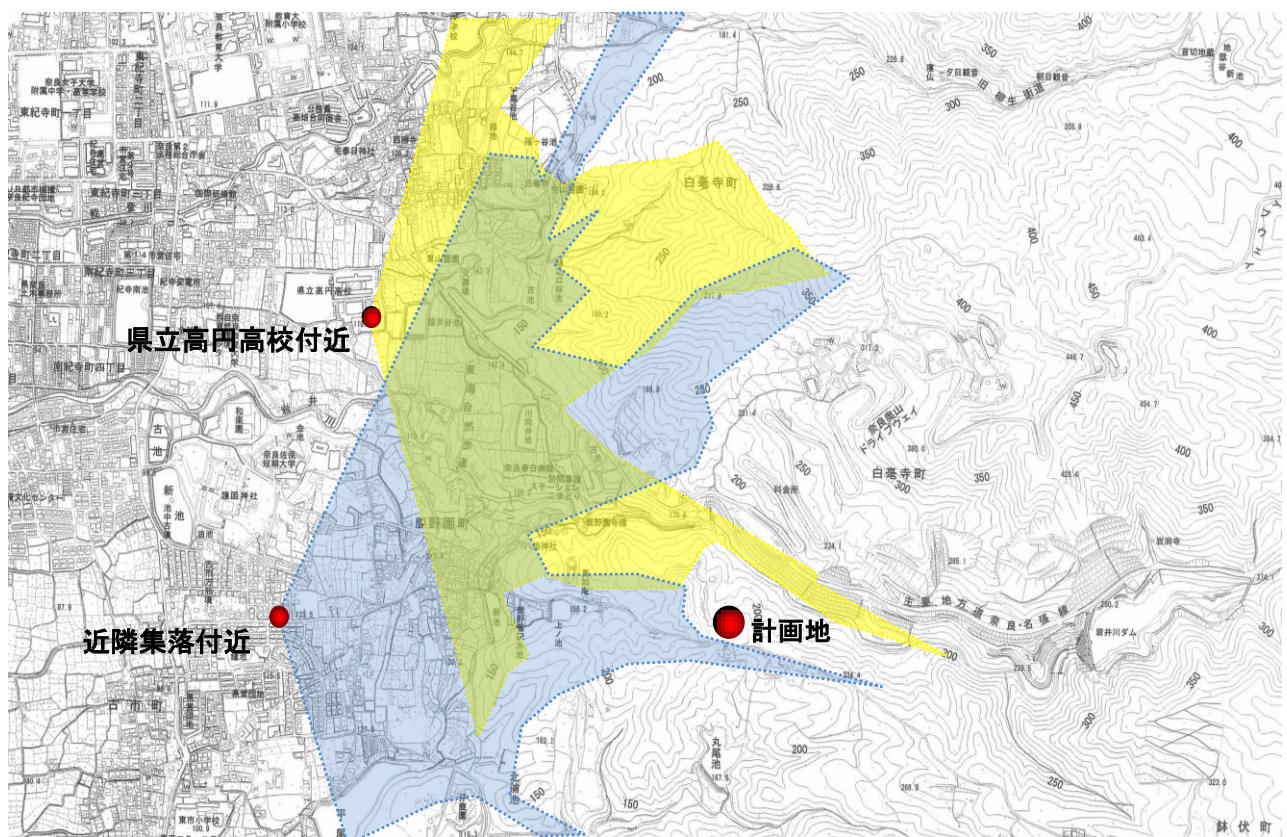


図 1-4 市街地からの可視領域図

2 前提条件の整理

2.1 上位計画による位置づけ

2.1.1 奈良市第4次総合計画

本市では、「第3次総合計画」が2010年（平成22年）に目標年度を迎え、これまでの計画による成果と課題を踏まえ、人口減少社会の進行をはじめとする近年の社会経済環境の変化に対応した新しいまちづくりの目標を示すため、2011年（平成23年）7月に2020年（平成32年）を目標とする「奈良市第4次総合計画（まほろば VISION2020）」を策定しました。その中で、めざすべき都市の将来像を「市民が育む世界の古都奈良～豊かな自然と活力あふれるまち～」としています。

火葬場については、同計画各論第4章「生活環境」の基本施策「生活・環境衛生」において以下のとおり位置付けられています。

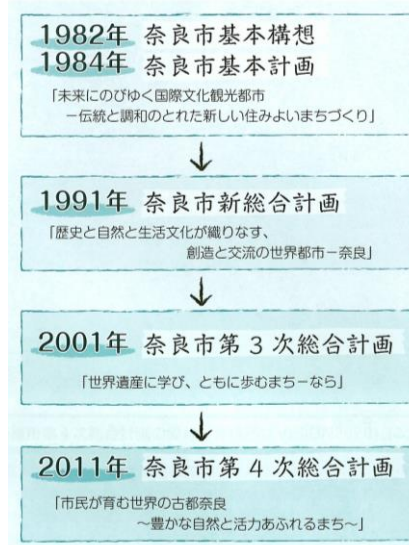


図 2-1 奈良市総合計画の変遷

現 状：現火葬場は長期稼働に伴い火葬炉設備や施設の経年劣化が進んでおり、また、火葬炉数も少なく、今後予想される高齢化に伴う火葬件数の増加に対して、十分な対応ができない状況です。

課 題：新しい斎苑（火葬場）を早期に建設する必要があります。

施策の目標：市民に親しみのもてる周辺環境との調和にも配慮した斎苑（火葬場）、墓地等の施設整備に努めます。

施策の展開方向：現火葬場に代わる新斎苑（火葬場）を新市建設計画に基づき整備します。

整備に際しては、最新技術を備えた設備を導入し環境に配慮します。

（第4次総合計画後期基本計画）

2.1.2 新市建設計画

本計画は、奈良市の総合計画を基本に月ヶ瀬村及び都祁村の総合計画等を継承しつつ、奈良市、月ヶ瀬村及び都祁村の合併後の速やかな一本化を促進し、住民の福祉の向上と地域の発展を図る具体的なまちづくりの方向を示すため、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、2004年（平成16年）7月に策定されました。

対象地域は、原則として月ヶ瀬村及び都祁村の地域ですが、奈良市内においても奈良市、月ヶ瀬村、都祁村の一本化の有益となる事業を対象としています。計画期間は2005年（平成17年）度から2020年（平成32年）度末までの16カ年です。

新斎苑については、その中の「福祉のまちづくり」の節において[保健・衛生機能の充実]として以下のとおり位置付けられています。

・将来の火葬件数の増加に見合った近代的な火葬場の整備を図ります。

事業名「新火葬場建設事業」：市域の拡大に伴い火葬場を整備する。

2.2 関連計画の整理

2.2.1 奈良市眺望景観保全活用計画

計画地については、以下の重点眺望景観として、現行の風致地区などの法制度に基づき規制・誘導を図る区域(ゾーンC)とされています。

- ・平城宮跡から東大寺大仏殿、若草山等の山並みへの眺望
- ・大池（勝間田池）池畔から薬師寺三重塔、東大寺大仏殿への眺望
- ・近鉄奈良駅前を含む大宮通から若草山への眺望
- ・奈良阪（県道木津横田線）から東大寺大仏殿への眺望
- ・西安の森、若草中学校付近から東大寺大仏殿、興福寺五重塔、若草山等の山並みへの眺望

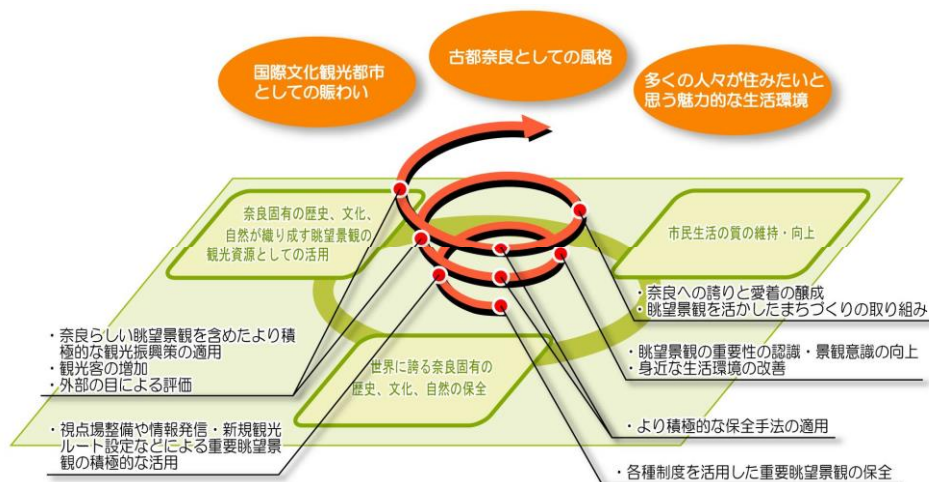


図 2-2 奈良市眺望景観保全活用計画策定の目的

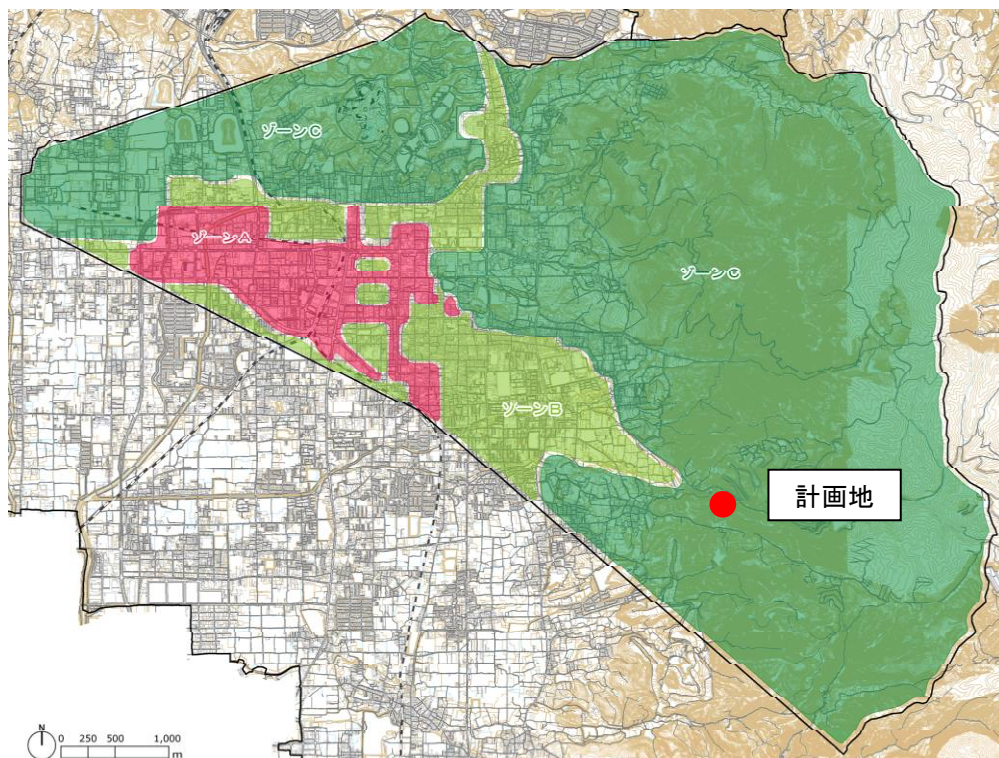


図 2-3 平城宮跡から東大寺大仏殿、若草山等の山並みへの眺望における区域（一例）

2.2.2 奈良市バリアフリー基本構想

奈良市バリアフリー基本構想は、高齢者や障がい者（視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・内部障がいをはじめとする身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者を含む、全ての障がい者）、妊産婦、子育て世代（子どもも含む）、けが人、外国人などすべての方々に対するバリアフリー上の課題を改善することを目的としています。

この基本構想は、障がい者等当事者参画のもと、奈良市全体のバリアフリー化に対する方向性を示すとともに、駅を中心とした地区や、高齢者・障がい者等が利用する施設が集まった地区を選定し、公共交通機関、建築物、歩行空間等について、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するものです。

基本理念及び取組方針は以下のとおりです。

基本理念「だれもがいきいきくらし、気軽に出かけられる古都奈良」

～安全・安心で快適な生活と観光の共生を目指して～

- 取組方針
- ① ユニバーサルデザインの考え方に沿ったまちづくり
 - ② 奈良の魅力を高めるバリアフリーの推進
 - ③ みんなで取り組むバリアフリー社会の実現
 - ④ 思いやりの精神をはぐくむこころのバリアフリーの推進

建築物や路外駐車場については、以下のようなバリアフリーへの取り組みを実施することとします。

□建築物

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づいた施設のバリアフリー化を推進します。外部との連続性に配慮したバリアフリー化整備を推進するとともに、受付案内、トイレ、エレベーターなどの各施設へ、誰もがわかりやすく到達できるよう案内誘導を図ります。

□路外駐車場

障がい者用駐車施設を適切に確保します。駐車場と前面道路との連続性を確保するとともに、ベビーカーや高齢者も安心して使用出来るよう、駐車場内の余裕を持った空間の確保、歩行者の安全な通行空間の確保につとめます。また、障がい者用駐車施設の適切な利用ができるよう、一般利用者への理解促進等の対策をすすめます。

2.2.3 環境保全

本事業は、「環境影響評価法」及び「奈良県環境影響評価条例」の対象事業に該当しませんが、「ダイオキシン類削減対策指針」が旧厚生省から発表されるなど、火葬炉からの排出ガス等、環境への配慮が求められているとともに、計画地及びその周辺は大和青垣国定公園内にあるため、また環境に対する影響を確認し、市民への情報提供を行うとともに必要な環境保全措置を講じることは市としての責務であることから、自主的に環境影響評価²を実施しました。

環境への保全措置は以下のとおりです。

《大気質》

【施工時】建設機械の稼働による粉じんの影響

〈保全措置〉
・粉じんの飛散を防止するために、適宜、散水を行います。 ・掘削土等を仮置きする場合は、必要に応じて粉じんの飛散を防止するためにシート等で養生します。

【施工時】工事車両の走行による影響

〈保全措置〉
・工事車両が集中しないように計画的な運行管理を行います。

【供用時】施設の稼働による影響

〈保全措置〉
・バグフィルター等の処理効率の高い最新の排出ガス処理設備の導入を図り、関係法令に適合することはもとより、燃焼管理を徹底し、大気汚染物質及びダイオキシン類等の発生並びに排出を可能な限り抑制します。 ・今後の事業計画において、ガイドライン値及び削減指針値に相当する計画目標値より厳しい自主的な公害防止基準値を設定していきます。

《騒音・振動》

【施工時】建設機械の稼働による影響

〈保全措置〉
・低騒音型、低振動型の建設機械を使用します。 ・不要なアイドリングの禁止を徹底します。 ・建設機械の稼働時期を過度に集中させないよう、工程管理します。

【施工時】工事車両の走行による影響

〈保全措置〉
・低騒音型車両の使用を促進します。 ・安全運転の遵守、急加速や急発進の禁止を励行します。

【供用時】施設の稼働による影響

〈保全措置〉
・処理施設は建屋内のコンクリート基礎上に配置します。 ・定期的な点検・維持管理により、異常音の発生抑制を行います。

²環境影響評価：事業による環境影響について事前に調査・予測・評価するとともに環境保全措置の検討を行い、その事業の実施の際に環境の保全への適正な配慮を行うための仕組み。

《悪臭》

【供用時】施設の稼働による影響

〈保全措置〉
・再燃焼室における排出ガスの処理によって悪臭の発生を防止します。

《水質》

【施工時】工事の実施による影響

〈保全措置〉
・沈砂池の設置により洪水調節及び沈砂処理を行います。 ・シート敷設による法面の早期養生を行います。 ・降雨期の大規模造成工事を回避します。 ・大雨・台風予報時の工事は休止します。

【供用時】施設の利用による影響

〈保全措置〉
・発生する汚水は、合併浄化槽で法規制に準拠した水質に処理後、下流河川に放流します。 ・雨水については側溝等により集水し、調整池で洪水調整及び沈砂処理後に下流河川に放流します。

《動物・植物・生態系》

【施工時及び供用時】工事の実施及び施設の存在による影響

動物

	影響を受ける重要種など	動物への保全措置
施工時	水生生物や魚類 ゲンジボタル シマヒレヨシノボリ キハダヒラタカゲロウ	濁水の発生防止のため沈砂池を設けて適切な処理を行う。
	カヤネズミ	段階的な除草作業により、対象事業実施区域外の草地へ誘導する。
供用時	昆虫類 ヤスマツアメンボ シマゲンゴロウ ゲンジボタル	夜間照明の光拡散を低減する。
	昆虫類	林縁植栽の整備により間接影響を低減する。

ゲンジボタル	シマゲンゴロウ	シマヒレヨシノボリ
		

植物

影響を受ける重要種など		植物への保全措置
施工時	植生	改変区域林縁に防風ネット等を設置し、樹林内への影響を低減する。
	カワヂシャ コゴメスゲ	散水の実施により、粉じんの付着による影響を低減する。
	イワナシ コゴメスゲ コ克蘭	影響を受ける対象個体を生育に適した環境へ移植する。
	植生 イワナシ カワヂシャ コゴメスゲ コ克蘭	工事関係者への啓発等により不用意な立ち入りを抑制する。
供用時	植生	林縁植栽の整備により、微気象の変化の影響を低減する。

イワナシ	カワヂシャ	コ克蘭
		

生態系

影響を受ける指標種など		生態系への保全措置
施工時	河川・ため池の生態系 アオサギ カワムツ カワニナ	濁水の発生防止のため沈砂池を設けて適切な処理を行う
	森林の生態系 コナラ林	改変区域林縁に防風ネット等を設置し、樹林内への影響を低減する。
供用時	森林の生態系 コナラ林	林縁植栽の整備により、微気象の変化の影響を低減する。

《景観》

【供用時】施設の使用による影響

＜保全措置＞
・アプローチ道路の橋梁部の橋桁の色彩に関しては、緑豊かな周辺景観との調和に配慮します。

《廃棄物等》

【施工時】工事の実施による影響

＜保全措置＞
・建設発生土については、対象事業実施区域での再利用に努めるとともに、他工事との調整のうえ有効利用を図り、残土処分量の抑制を図ります。
・伐採樹木は、可能な限り建設資材等としての再利用やチップ化等により再利用・再資源化を図り、廃棄物の発生を抑制します。
・不法投棄物については、処理方法に応じた分別及びリサイクルを徹底し、再利用・再資源化に努めます。

〔事後調査計画〕

【施工時】		【供用時】	
項目	活動要素	項目	活動要素
騒音	・工事車両の走行	騒音	・施設利用車両の走行
動物・植物	・工事の実施（工事中）	動物・植物	・工事の実施（工事後）

〔総合評価〕

環境に対して負荷を生じる可能性がある大気質、騒音、振動、悪臭、水質、動物、植物、生態系、景観、廃棄物の項目に対しては、公害防止等に関する法令の基準を遵守することはもとより、環境負荷低減のための措置を講じる計画であり、これにより影響が低減され、環境保全目標を概ね満足するものと考えます。特に、施設利用車両及び工事車両が走行する主要地方道奈良名張線の沿道では現況で沿道の騒音レベルが大きいため、供用時及び工事中について騒音の事後調査を行い、騒音影響を確認する予定です。また、緑化計画については、現在の地形の起伏を生かしつつ、在来種を中心に地域になじむ奈良らしい植栽とする基本方針です。

さらに、予測評価項目以外にも、施工時に埋蔵文化財等が発見された場合の文化財の保全や、施工期間の交通誘導員の配置による交通事故の未然防止など、事業内容と立地環境特性を勘案して各種の措置を講じる計画です。

以上のことから、本事業は、周辺環境との調和が保たれ、環境保全に十分に配慮した火葬場及びアプローチ道路の建設事業であるという評価結果が出ています。

2.3 自然条件・社会条件の整理

2.3.1 地勢

本市は、奈良県の北部に位置し、西は生駒市、南は天理市、大和郡山市、桜井市、東は宇陀市、山辺郡山添村、三重県伊賀市、北は京都府木津川市、相楽郡 2 町 1 村と接しています。面積は 276.94 km²、東西 33.51 km、南北 22.22 km で東西に長い形をしている本市は、春日山を境に地勢が異なっています。

春日山以東の地区は、標高 200～600m のなだらかな山地状の地形が広がる大和高原の北部に位置し、布目川、名張川などが山あいを北に向かって流下し、木津川に合流しています。南端には、大和高原第一の高山である貝ヶ平山（標高 822m）、香酔山（標高 796m）、額井岳（標高 812.6m）などが笠置山地に連なっています。春日山以西の地区は、奈良盆地（大和平野）の北端に位置する平坦部で、佐保川、秋篠川、岩井川などが盆地の南部に向かって流下し、大和川に合流しています。地区西部には西ノ京丘陵と矢田丘陵の一部が延びていて、両丘陵の間を富雄川が南流し、大和川に合流しています。地区北部は、いわゆる平城山丘陵で京都府南端の丘陵地に接しています。

本市の自然環境は、その地勢上、東部地域は山林など緑や自然が豊富ですが、西部地域を中心に宅地開発が進み、自然や緑が減少してきました。

しかし、中央市街地を囲む自然は、春日山・佐保山・平城山風致地区として保全され、世界的な歴史的文化遺産の風情を醸し出す要素となっています。

2.3.2 気象

気象に関する事項は、以下のとおりとなっています。

表 2-1 奈良市の気象の概要

気象	気 温	年間を通じて寒暖の差が大きい内陸性の気候で、大和高原地区は奈良盆地地区に比べて年間を通して 2～3℃低くなっています。
	降水量	年平均降水量は 1,300 mm 程度であまり多いとはいえません。 月別では、6 月・7 月・9 月が比較的多く、冬は少なくなっています。
	風 速	真冬から春先にかけての期間が最も強く、その他の季節は比較的穏やかとなっています。

2.3.3 歴史

710 年（和銅 3 年）に都が藤原京から遷されてから 70 余年の間、奈良は古代日本の首都として栄え、天平文化の華を咲かせました。

都が遷された後も、平城京に建立された諸大寺はそのまま奈良に残され、奈良は社寺の都として生まれ変わり、政治の中心である平安京に対して、南都と呼ばれるようになりました。

東大寺、興福寺が発展するにつれ、寺のまわりに住む人が増え「まち」が形作られ、境内地の外に郷が生まれました。東大寺、興福寺が平氏による焼討ちから再建されると、13 世紀には今日の奈良のもとがほぼ形づくられました。江戸時代には、産業のまちとして栄え、その後大仏の復興された江戸時代中期から観光都市としての性格を強めてきました。

1998 年（平成 10 年）には、市政 100 周年を迎えるとともに、「古都奈良の文化財」として東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林、元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡の資産群がユネスコの世界遺産リストに登録されました。

2002 年（平成 14 年）には、中核市に移行し保健福祉や都市計画などの様々な分野で多くの権限が移譲され、これまで以上に主体的なまちづくりに取り組むことができるようになりました。

近年では鉄道が整備され、阪神エリアとの結合が容易となり、人・物・情報・文化・産業の交流が一層活発になるものと期待されています。

2.3.4 人口

本市の人口は、2000 年（平成 12 年）の 37.5 万人（旧月ヶ瀬村、旧都祁村を含む）をピークに減少傾向が続いており、2016 年（平成 28 年）4 月現在、36.1 万人（15.9 万世帯）となっています。

合計特殊出生率は 2015 年（平成 27 年）で、全国 1.46、奈良県 1.35 に対し、奈良市 1.29 と低い状況となっています。また、高齢化率は 2010 年（平成 22 年）は 23.3%で全国とほぼ同様の水準ですが、2030 年（平成 42 年）には 35.0%と全国を上回るペースで上昇することが予測されています。

2.4 計画地に係る主な法規制など

2.4.1 都市計画区域

計画地は、市街化調整区域に位置しており、建ぺい率 60%、容積率 200%となっています。

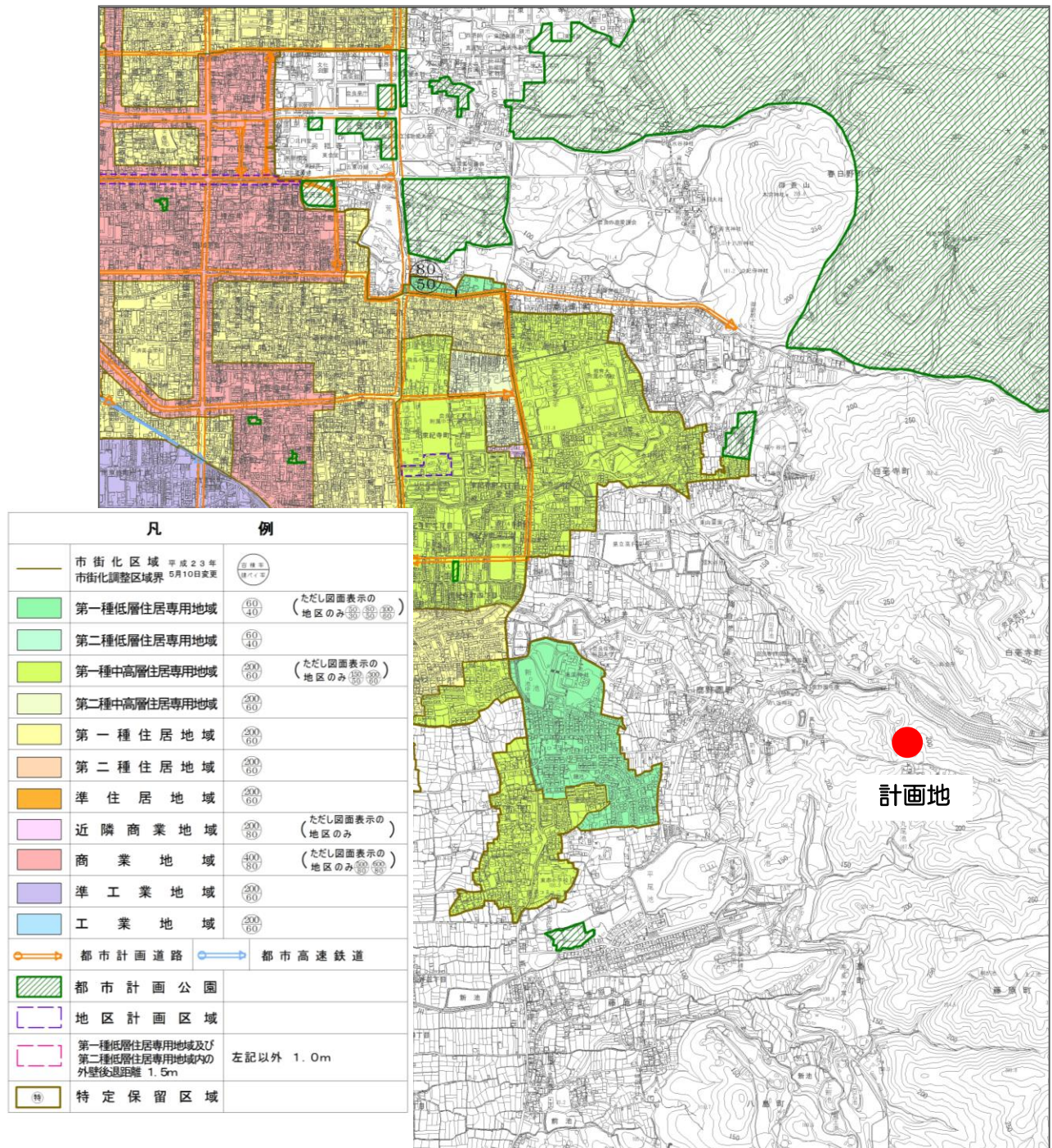


図 2-4 都市計画用途地域図

2.4.2 風致地区

計画地は、第二種風致地区(春日山風致地区)に指定されています。風致地区とは、1919 年（大正8 年）に制定された旧都市計画法において、都市内外の自然美を維持保存するために創設された制度です。指定された地区においては、建設物の建築や樹木の伐採などに一定の制限が加えられます。

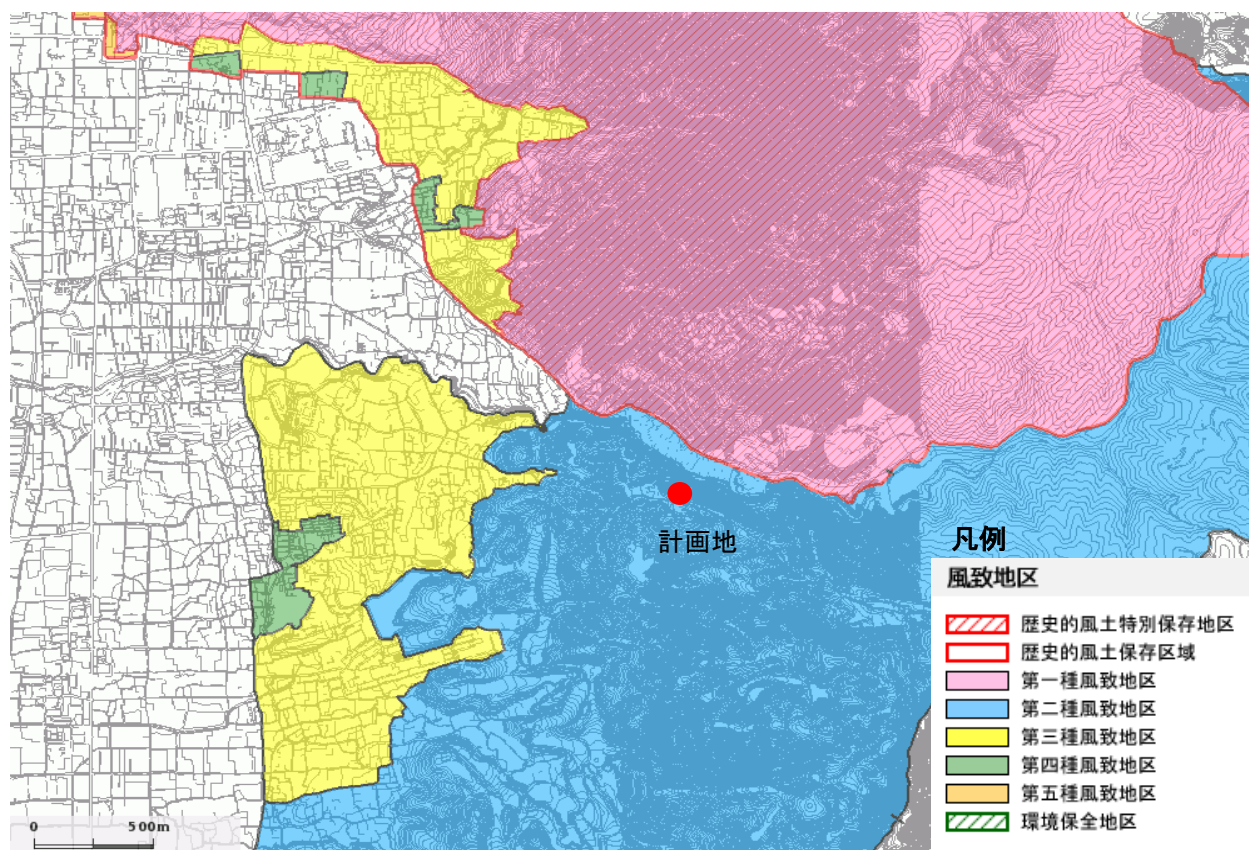


図 2-5 風致地区指定図

計画地内（第二種風致地区）において以下の行為をするときは、「奈良市風致地区条例」に基づき、奈良市長の許可を得る必要があります。

- 1 建築物の新築、増築、改築又は移転。
- 2 工作物（建築物を除く。）の新築、改築、増築又は移転。
ただし、水道管や下水道など地下に設ける工作物、高さが 1.5m 以下のものは許可は不要。
- 3 建築物その他の工作物の色彩の変更。
- 4 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓。
ただし、面積が 10m² 以下の土地の形質の変更で、高さが 1.5m を超える法（のり）を生ずる切土又は盛土を伴わないもの、並びに面積が 10m² 以下の水面の埋立て又は干拓は許可が不要。
- 5 木竹の伐採
ただし間伐・枝打ちなどの通常行われる管理行為、枯損した木竹や危険な木の伐採などは、許可は不要。
- 6 土石の類の採取
ただし、2 のただし書きと同程度のものは、許可は不要。
- 7 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積。

第二種風致地区内での規制として、建築物の高さ、建ぺい率、壁面後退距離、緑地率が次の基準を満たす必要があります。

表 2-2 風致地区の種別と建築規制の概要

	高さ	建ぺい率	壁面後退距離		緑地率	森林区域 の緑地率	切土又は 盛土の法面 の高さ
			道路側	隣地側			
第一種 風致地区	8m 以下	20%以下	3m 以上	1.5m 以上	40%以上	60%以上	2m 以下
第二種 風致地区	10m 以下	30%以下	2m 以上	1m 以上	30%以上	50%以上	3m 以下
第三種 風致地区	10m 以下	40%以下	2m 以上	1m 以上	20%以上	40%以上	4m 以下
第四種 風致地区	12m 以下	40%以下	2m 以上	1m 以上	20%以上	40%以上	4m 以下
第五種 風致地区	15m 以下	40%以下	2m 以上	1m 以上	20%以上	40%以上	4m 以下

2.4.3 保安林

保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。なお、保安林の面積は我が国の森林面積の約5割、国土面積の約3割を占めています（林野庁）。



図 2-6 保安林位置図

計画地は約5haを想定していますが、奈良市地番図と計画地予定図で判断すると今回の建設計画地と保安林はほとんど重ならないと考えていました。今回、用地確定作業の結果、保安林は計画地西側の山林であり重なることはありませんでした。

2.4.4 大和青垣国定公園

計画地は、国定公園に含まれ第2種特別地域に指定されています。国定公園は、国立公園に準じる景勝地として自然公園法に基づいて環境大臣が指定した公園であり、国立公園の行政的管理責任が国にあるのに対して、国定公園の行政的管理責任は都道府県にあります。

奈良盆地の四周を囲む山地は、昔から青垣山と称されていますが、この大和青垣国定公園は盆地の東部の丘陵線を保護・整備するために昭和45年末に指定された公園です。

公園地域は、笠置山地に属する大和高原西辺の春日断層崖とその麓で大和盆地の東辺を南北に連なる帯状の台地からなっています。春日断層は急傾斜して大和盆地に臨み、その東線上に北から高円山・八伏峠・城山・竜王山・巻向山・三輪山・初瀬山・天神山などが連なり、大和高原西部稜線を形成しており、柳生地区より南へ天理市・桜井市にわたり長い帯状を呈しています。

本公園の北部の春日山と高円山、南部の天神山と三輪山は、それぞれ原始林と二次林の対称的な植生を持ち、春日山原始林は大正13年に天然記念物に、昭和30年には特別天然記念物に指定され、天神山は与喜山暖帯林として、昭和32年に天然記念物に指定されています。

青垣山公園を形成する山麓地帯の斜面は、大和における古代文化を育成・産出したところで、特に、古墳時代から奈良時代までの史跡や文化財が豊富です。北から白毫寺・正暦寺・円照寺・弘仁寺・石上神宮・長岳寺・大神神社・長谷寺など有名な古社寺や崇神・景行天皇陵あるいは古跡・古墳が無数に存在し、また、我が国で最も古い道といわれる山の辺の道がこれらを結ぶように蛇行して、周辺の自然環境と融合して素晴らしい歴史文化景観を形成しています。

大和青垣国定公園は、単に自然的、地形的問題にとどまらず、古代大和の文化の残像を色濃くとどめている特異な公園といえます。山の辺の道や剣豪の里に通ずる柳生街道は、東海自然歩道として整備され、歴史・文化財の探勝に最高のハイキングコースとして多くの人々に利用されています。



図 2-7 自然公園位置図

第2種特別地域の概要は以下のとおりとなっています。

表 2-3 自然公園の地種区分の概要

地種区分		概要	備考
特別地域	特別保護地区	公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持しており、最も厳しく行為が規制される地区。	許可制
	第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域	
	第2種特別地域	第1種及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域	
	第3種特別地域	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域	
普通地域		特別地域に含まれない地域で、風景の保護を図る地域	届出制

第2種特別地域内においては、以下の行為は「自然公園法」に基づき奈良県知事の許可を受けなければなりません。

- 1 工作物の新築、改築、増築
- 2 木竹の伐採
- 3 鉱物の採掘、土石の採取
- 4 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること
- 5 環境大臣が指定した湖沼、湿原等に汚水、排水を排水設備を設けて排出する行為
- 6 広告物類の掲出、設置又は表示
- 7 水面の埋立又は干拓
- 8 土地の開墾等土地の形状の変更
- 9 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管等の色彩の変更
- 10 環境大臣が指定する高山植物等を採取し、又は損傷すること。
- 11 環境大臣が指定する動物の捕獲、殺傷等
- 12 湿原その他これに類する地域のうち、環境大臣が指定する区域内への立入り
- 13 道路又は広場等以外の区域のうち、環境大臣が指定する区域内において、車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸
- 14 屋外における環境大臣が指定する物の集積又は貯蔵
- 15 上記の他、政令で定める行為

また、第2種特別地域での建築物の新築・改築・増築に対する規制は、以下のとおりとなっています。

表 2-4 建築物に関する規制の概要

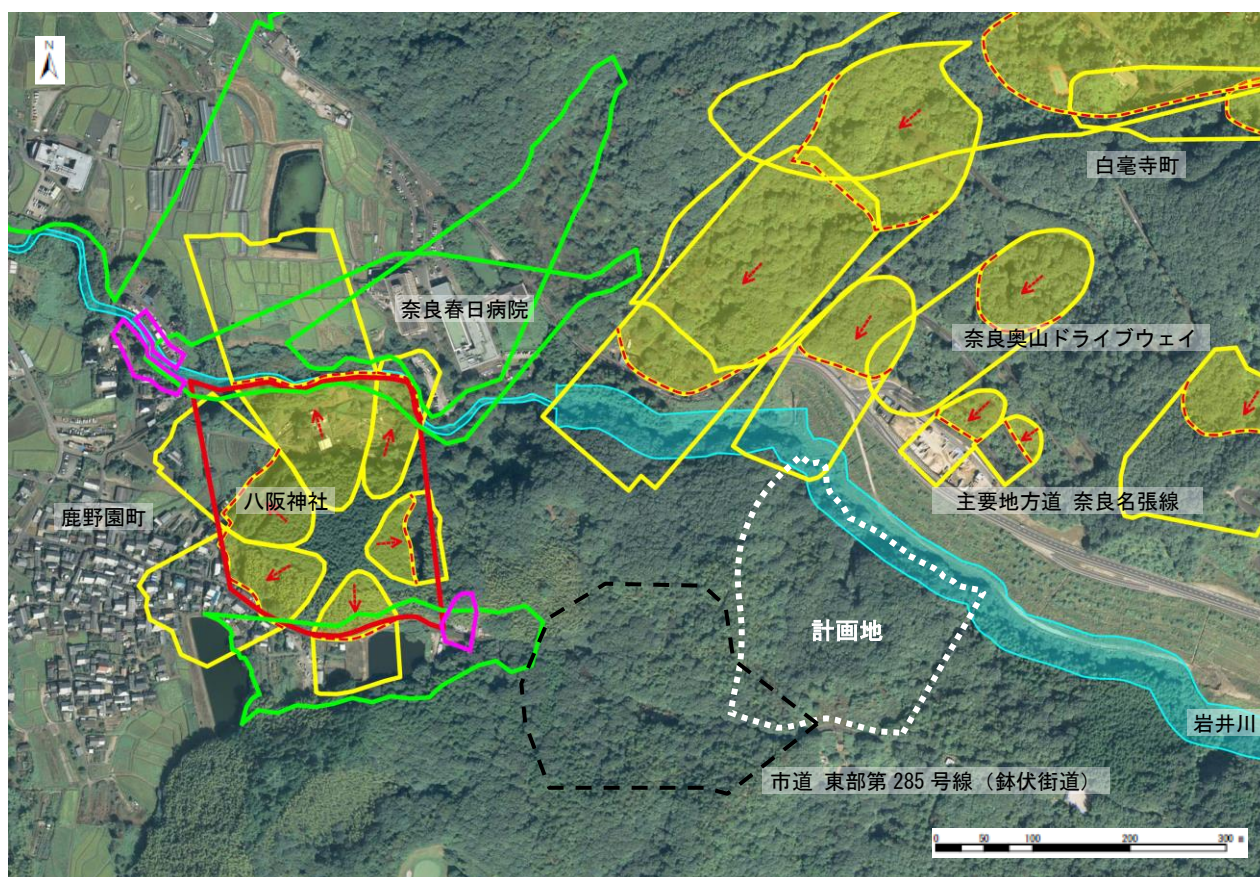
項 目	規制の概要					
高 さ	最低地盤面から 13m以下					
水平投影面積率 ³ ・ 容積率 ⁴		第 2 種特別地域		第 3 種特別地域		
		水平投影面積率	容積率	水平投影面積率	容積率	
		敷地面積 500 m ² 未満	10%以下	20%以下	20%以下	60%以下
		敷地面積 500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	15%以下	30%以下		
敷地面積 1,000 m ² 以上	20%以下	40%以下				
当該建築物の水平投影面積	2,000 m ² 以下					
建築物に係る地形勾配	30%以下					
その他	1. 自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域でないこと。 2. 建築物の地上部分の水平投影外周線が公園利用道路の路肩から 20m 以上、その他道路の路肩から 5m以上、敷地境界線から 5m以上離れていること。 3. 以下を満たすこと。 （ア）主要展望地からの著しい妨げにならないこと。 （イ）山稜線を分断する等眺望の著しい支障を及ぼすものではないこと。 （ウ）屋根及び壁面の色彩形態が、その周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。					

³水平投影面積率：すべての建築物の水平投影面積の和の敷地面積に対する割合

⁴容積率：すべての建築物の延べ面積の和の敷地面積に対する割合

2.4.5 土砂災害警戒区域など

計画地の周辺では、国が地すべり防止区域等の指定を行っており、また奈良県が土砂災害警戒区域の地滑り警戒区域等の指定を行っています。



凡例

地すべり防止区域		
砂防指定地域		
土砂災害警戒区域	土石流警戒区域	
	流域部分（参考表示）	
	地滑り警戒区域	
	急傾斜地崩壊警戒区域	

図 2-8 土砂災害警戒区域等の指定図

アクセス道路となる主要地方道奈良名張線からの橋梁部分の一部が土砂災害警戒区域の地滑り警戒区域に入っていますので、新斎苑アクセス道路への影響を考慮し、地滑りの可能性のある奈良奥山ドライブウェイ入口付近の斜面について、ボーリング調査や地滑り動態観測等により、滑り面の位置、地下水の変化などを調査し、地滑り地の変動状況の把握や安定度評価を行いました。

その結果、計画地へのアクセス道路となる橋梁部分北側の地滑り警戒区域については、地滑り活動を示唆する変位は認められないことがわかりました。

2.4.6 建設に伴う周辺への影響

新斎苑建設に伴う影響について井戸の枯渇、地すべり及び土石流危険渓流に関する調査を実施しました。調査結果は以下のとおりです。

- 井戸の枯渇

新斎苑の建設に伴って、地下水が影響を受ける範囲は、計画地から北東側の岩井川にかけての狭い範囲であり、鹿野園に向かう地下水の流れには影響を及ぼさないため、鹿野園近辺の井戸枯渇の懸念は小さい。

- 地すべり

指定区域内の地すべりは、現在安定した状態にある。現況では豪雨や長雨による局所的な地下水位の急上昇を外力として、地すべりが再滑動する懸念はあるものの、新斎苑建設による地下水流動の変化はほとんどなく、影響は想定しにくい。

- 土石流危険渓流

現在の渓床に蓄積されている移動可能土砂量は、約 3,050 m³程度で極めて小規模であり、仮に土石流が発生したとしても、上ノ池に流入、埋積する程度であり、集落に達する懸念は極めて小さい。また、流域は大半が計画地の西側及び南側であり、一部が計画地に入っている。計画地の移動可能土砂は新斎苑建設の工事により排除され、流域についても計画地の表流水は北側の岩井川に流す計画であるため、渓床に係る流域面積が減少し、新斎苑建設による影響は想定しにくい。

[第三者評価]

計画地の周辺に指定されている土砂災害警戒区域等や新斎苑建設による地下水に対する影響に関して専門的見地から検証を行っていただくための第三者評価を実施しましたところ、以下の評価を頂きました。

- ◎計画地西側において指定されている土砂災害警戒区域の流域は、大部分が施工箇所以外であり、工事により流域がさらに減少すると共に、流域外からの水も排水する計画となっていることから、新斎苑建設によって土石流発生の危険性が増大することはないと考えられる。
- ◎新斎苑運用後に新斎苑敷地、アクセス道路及び鉢伏街道からの流水を、発生域に流入させないよう側溝、排水路など排水施設の設置と継続的な管理が必要である。
- ◎土石流や斜面崩壊の発生要因として、地下水の流動状況を把握することは重要である。地下水の流動状況を把握する手法として一般的である湧水点やボーリングの地下水からコンター図を作成し、簡易水質等による調査・検討はすで実施されており、特に新たに調査する必要はないと思われるが、念のため工事施工後及び新斎苑供用後、定期的に湧水点での湧水状況や源頭部の地下水位の経過観察を行うことが望ましい。
- ◎新斎苑建設による地形改変の規模は小さいので、流域全体の地下水環境が大きく変化することは想定しにくく、八阪神社周辺の地すべりへの悪影響や井戸利用が障害を受ける懸念はないと思われるものの、現況地下水コンター図を基に建設後の予想コンター図を作成し、建設後の地下水流動を予測しておくことは重要である。

2.4.7 計画地周辺の断層など

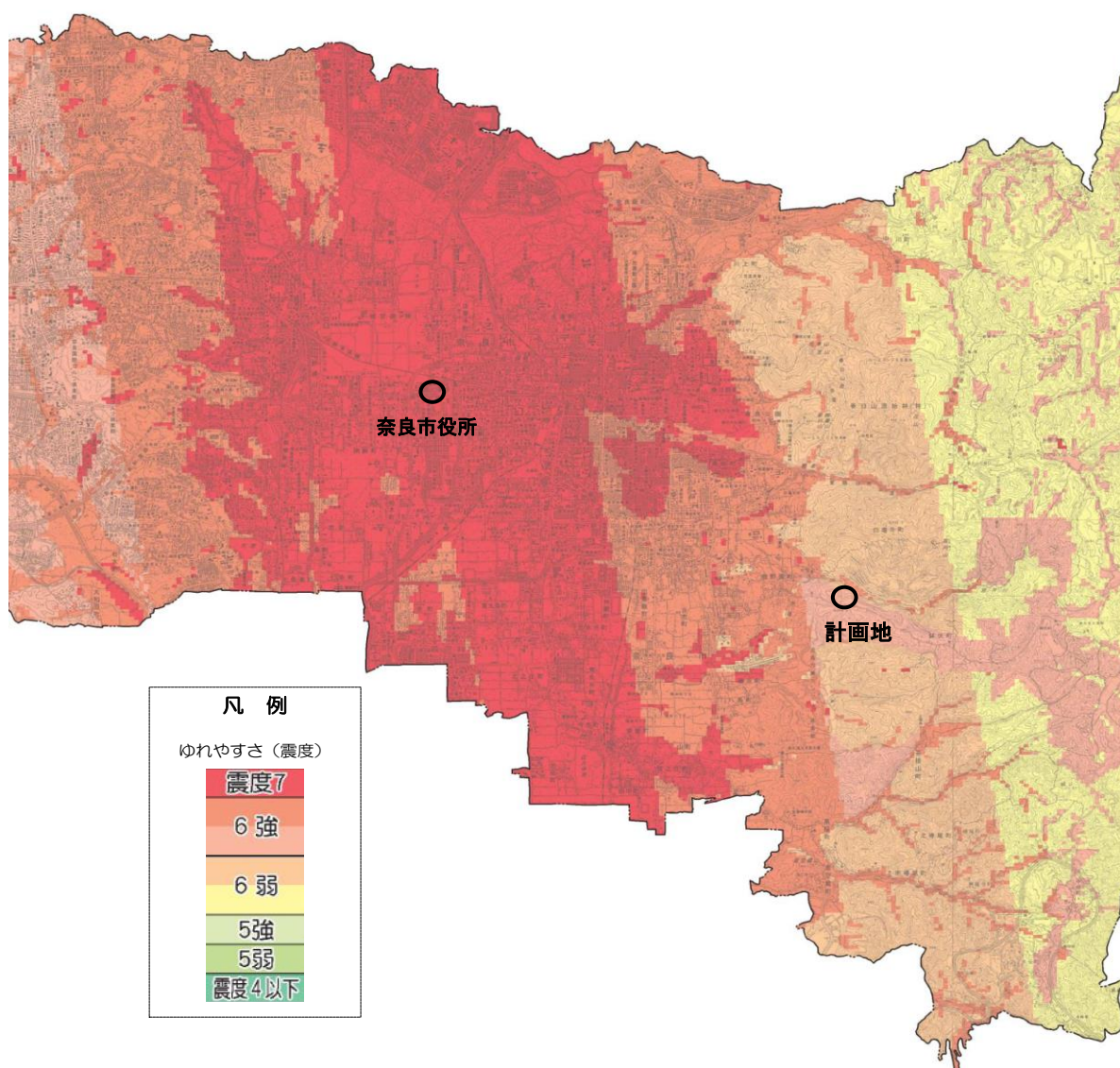
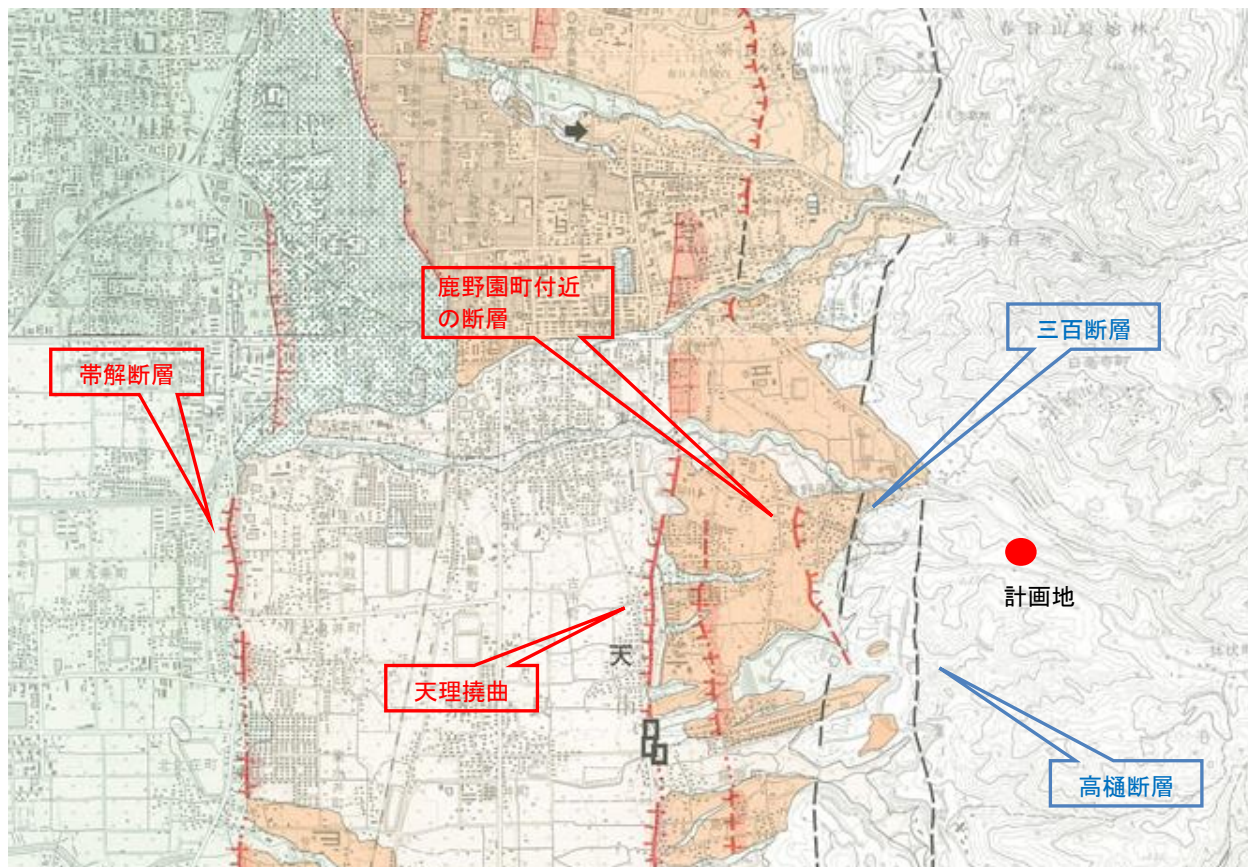


図 2-9 奈良市地震ハザードマップ（揺れやすさマップ）

地震ハザードマップ（揺れやすさマップ）は、奈良盆地東縁断層帯地震、生駒断層帯地震、中央構造線断層帯地震、東南海・南海地震の4つの地震の予測震度を重ね合わせ、最大となる震度を示したものです。その結果、奈良盆地東縁断層帯地震の震度が最大となる地域が多く、計画地より西側の地域では震度7が予測されます。

しかし、計画地周辺では地質や地形の状況などから震度6強にとどまるという想定となっております。

奈良盆地東縁断層帯は、京都府精華町から木津川市、奈良市、大和郡山市、天理市を経て桜井市まで分布する長さ約29km、最大幅約4kmの断層帯で、下記の「天理撓曲」、「帯解断層」、「鹿野園町付近の断層」、「三百断層」及び「高樋断層」も含まれます（産業技術総合研究所）。



出典：八木浩司・相馬秀廣・岡田篤正・

中田 高・池田安隆（1998）1:25000

都市圏活断層図「奈良」、「桜井」

国土地理院技術資料D1-No.350

凡例		
活断層		最近数十万年間に、概ね千年から数万年の周期で繰り返し動いてきた跡が地形に現れ、今後も活動を繰り返すと考えられる断層。明確な地形的証拠から位置が特定できるもの。
活断層 (位置やや不明確)		活断層のうち、活動の痕跡が浸食や人工的な要因等によって改変されているために、その位置が明確には特定できないもの。
活断層 (活撓曲)		活断層のうち、変位が軟らかい地層内で拡散し、地表には段差ではなくたわみとして現れたもの。たわみの範囲及び傾斜方向を示す。
活断層 (伏在部)		活断層のうち、最新の活動時以降の地層で覆われ変位を示す地形が直接現れていない部分。
横ずれ		活断層の相対的な水平方向の変位の向きを矢印で示す。
縦ずれ		活断層の上下方向の変位の向き。相対的に低下している側に短線を付す。
推定活断層 (地表)		地形的な特徴により、活断層の存在が推定されるが、現時点では明確に特定できないもの。または、今後も活動を繰り返すかどうか不明なもの。
推定活断層 (地下)		新しい地層に覆われて、断層地形が地表で確認されていないが、既往のボーリングや物理探査によりその存在が推定された活断層。

図 2-10 計画地周辺の断層

計画地西側の「高樋断層」及び「三百断層」については、既往文献から第四紀後期（約30万年前）以後活動していない断層であることから両断層を今後活動する活断層ではないと判断し、新斎苑建設に支障をきたすものではないと考えます。

〔第三者評価〕

計画地周辺の断層に関して専門的見地から検証を行っていただくための第三者評価を実施しましたところ、以下の評価を頂きました。

◎高樋断層及び三百断層について

岩井川河床右岸において、片麻岩と藤原層群が接する高樋断層の露頭を確認した。本断層は、片麻岩と藤原層群に上載する段丘堆積物を変位させておらず、空中写真判読でも段丘堆積面に変位を与えていないと判断される。これらの観察結果から、高樋断層は、十万年～十数万年前以降は活動していないと評価され、また既往文献の記述（数十万年前以降は活動していない）から活断層ではないと判断される。三百断層についても、段丘堆積面に変位を与えておらず、高樋断層と同様と評価される。

◎岩井川に沿う断層について

計画地上流側の片麻岩露頭の分布の欠如から推定される東西方向の断層は、現在の東西圧縮応力場の形成前に活動した断層であると判断される。いわゆる「古傷」であり、活断層ではないと考えられる。

◎鹿野園町付近の断層について

この断層は、新斎苑周辺の地質状況の報告書の「空中写真による地形判読結果」において、都市圏活断層図の天理撓曲の一部として記述してある断層であり、平成25年度「活断層の補完調査」成果報告書（産業技術総合研究所）に「鹿野園町付近の断層」として記載された。この断層は長さが短く、また東側低下の変位を示すことから、都市圏活断層図に記載の「天理撓曲」の副次断層であると考えられる。主断層である天理撓曲が過去に活動した際につられて動いた断層と考えられ、それ自体が起震断層になるものではない。

2.4.8 計画地の地質・地盤・断層

計画地は、白亜紀の領家変成岩類が広く分布する地域であり、「片麻岩」と呼ばれる砂岩泥岩起源の変成岩が出現します。また、計画地の山体の中腹から頂部では領家変成岩類を覆うようにして新第三紀藤原層群の虚空蔵累層が分布しており、「砂岩及び礫岩」が堆積しています。

新斎苑建設に伴う造成や道路及び建築物等の施設の設計や構造計算における基礎資料とするため、ボーリング調査による土質の解析を行った結果、計画地の支持層は建設に必要な高い支持力が期待できるN値50以上の堅固な支持地盤を確認できたことから、新斎苑建設地として適地であると判断しました。

[第三者評価]

計画地の断層に関して専門的見地から検証を行っていただくための第三者評価を実施しましたところ、以下の評価を頂きました。

◎岩井川の川岸には片麻岩の連続露頭が分布していることを確認したが、計画地東側（上流側）に露頭の欠如箇所がある。ここに東西方向の断層が存在した場合、盛土基礎部を通過する懸念がある。対策工として基礎処理等が想定されるので、断層の有無、位置、規模、性状を確認することが望まれる。調査は、物理探査（弾性波探査、電気探査）が適用可能である。

◎奈良盆地東縁は、南北方向の地質構造線（活断層や断層）が発達する地域である。計画地においても、そのような地域特性を踏まえ追加調査を実施し、その有無や性状を確認することが望ましい。

2.4.9 第三者評価による追加調査

計画地に断層が存在する懸念について、第三者評価の指摘事項を受け、物理探査調査（弾性波探査、電気探査）を実施したところ、一部に軟弱な地質の分布が懸念される箇所が発見されたので、ボーリング調査による確認を行いました。

その結果、20～30cm程度の破碎幅の小断層や、岩盤の割れ目がやや多い箇所は確認されましたが、これらはわが国の岩盤に通常見られる軽微な損傷であり、最近の地質時代にも活動している活断層であることを示すような、新鮮で軟弱な断層面は確認できませんでした。したがって、懸念されたコンクリート置換工等の対策を必要とするような規模の断層は存在しないため、岩盤全体は建築物の支持層として特に問題はなく、通常のパワー設計で十分対応可能であるということが確認できました。

一般的には特別な対策を必要としませんが、念のため施工時に、建築物の基礎掘削面で岩盤の性状を最終確認します。

なお、この追加調査については、第三者評価をいただいた有識者の指導のもと実施し、現地で確認していただいた上で結果を取りまとめています。

2.5 火葬場の法的な位置づけ

火葬場の設置には、「墓地、埋葬等に関する法律」、「都市計画法」、「建築基準法」において、次のように位置づけられており、それぞれ以下の手続きが必要となります。

○墓地、埋葬等に関する法律 第10条に、「墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない」とあります。奈良市では、平成14年4月1日（中核市移行時）から墓地等の経営許可権限について県から市に移譲がなされました。第11条には、「都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第59条の認可又は承認をもつて、前条の許可があつたものとみなす。」とされています。

○都市計画法 第11条 第一項 第七号に、「市場、と畜場又は火葬場」と明記され、都市施設として位置づけられており、設置する場合は、都市計画決定によって施設の種類、名称、位置および区域その他政令で定める事項（火葬場は面積）を定めることと規定されています。

○建築基準法 第51条の「卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置」の中に火葬場が指定されており、「都市計画において位置を決定していなければ、新築し、又は増築をしてはならない。」とされています。

ただし、「特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。」とされています。

本事業の実施にあたり、関連するその他の主な法規制などは以下のとおりとなっています。

建築等に関する法律	消防法（昭和 23 年法律第 186 号） 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号） 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号） 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号） 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号） 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第524 号） 水道法（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号） 下水道法（昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号） エネルギーの使用合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号） 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号） 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号） 道路法（昭和 27 年法律第 180 号） 河川法（昭和 39 年法律第 167 号） 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号） 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
環境に関する法律	環境基本法（平成 5 年法律第 91 号） 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号） 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号） 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号） 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号） 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号） 浄化槽法（昭和 58 年法律第 87 号） 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号） ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号） 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12 年3月） 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
その他、法令、 条例など	自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号） 森林法（昭和 26 年法律第 249 号） 奈良県建築基準法施行条例（昭和 42 年） 奈良県環境基本条例（平成 8 年） 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成 7 年） 奈良市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 13 年） 奈良市環境基本計画（平成 24 年改訂） 奈良市都市景観条例（平成 2 年） なら・まほろば景観まちづくり条例（平成 2 年条例第 12 号） 奈良市風致地区条例（平成 24 年条例第 66 号）

3 新斎苑の基本方針

3.1 現東山霊苑火葬場の課題

現東山霊苑火葬場は、施設の老朽化や小規模な施設のため、需要を満たせない状況となっており、隣接自治体などの火葬場を利用している市民も多くなっています。

現東山霊苑火葬場では、個室化された告別室がないため、故人との最後のお別れを炉前ホールで行っています。また、火葬炉に炉前冷却室が併設されていないため火葬に長時間を要しますが、待ち場所は長時間を快適に過ごすための空間やサービスを提供する施設となっておりません。多くの利用者は、火葬中は市内の式場などで時間を過ごし、収骨時間に再度訪れるといった利用方法が多く、不便な状況となっています。

駐車場については、火葬場の建物と比べ低い位置にあり、高齢者などのアクセスには、火葬場エントランスに車を着け、下車後駐車場へ駐車することになります。またスペースについても小さく、駐車位置の表記もないため十分な状況とは言えません。

建物については、車寄せの庇が小さく雨天時の利用などでは不便さを感じ、トイレなどについてもバリアフリーへの対応が十分な状況とは言えません。

また、敷地については、東山霊苑火葬場を稼働しながら新しい施設を建設するには現在の敷地内では十分な広さが確保できず、他の敷地に建設する必要があります。

このような現状を踏まえ、早期に需要に応じた最新の設備を整えた東山霊苑火葬場にかわる施設を建設する必要があります。



(内観イメージ)

3.2 新斎苑整備の基本方針

県内最大の人口を擁する本市にとって、近年の超高齢社会という背景に加え、地球規模での環境面への配慮が求められており、最新の設備による新斎苑建設は緊急かつ重要な課題となっています。

環境面への負荷の少ない最新の設備による新斎苑とすることと共に、国定公園内及び風致地区内に位置することを考慮し、当地の樹林の活用など、自然景観への最大限の配慮を行いつつ、量的な需要に応える施設とします。

また、計画地は、歴史のある鉢伏街道に接し、春日山、高円山などの眺望に優れた緑豊かな場所にあります。

このような背景を踏まえ、新斎苑整備の基本方針を以下のように設定しました。

新斎苑整備の基本方針

『奈良の都の葬送の場としてふさわしい自然に包まれた新斎苑を創造』

春日山、高円山などを眺望することができる森の中に、周辺環境と一体化した美術館のような建築物のイメージの新斎苑とします。亡くなられた方の尊厳を大切にしたい人生の終焉にふさわしい場にするとともに、ご遺族が心穏やかにお送りできる癒しの場となる施設を目指します。具体的の方針は以下のとおりとします。

●奈良の都の葬送空間を創造する新斎苑

奈良盆地の外縁を形成する丘に現代の奈良にふさわしい葬送の空間を創ります。春日山、高円山などへの眺望や木々の緑を活かし、奈良らしいデザインを取り入れた空間を創ります。

●遺族や会葬者の心情に配慮した人にやさしい新斎苑

それぞれのスタイルで故人を偲び見送る時間を過ごすことのできる利用しやすい新斎苑とします。

●自然と調和した新斎苑

現状の自然を活用し、自然の中にとけ込み、自然を育む新斎苑とします。

●環境へ配慮した新斎苑

最新設備による騒音、排出ガスなど環境への負荷を低減した新斎苑とします。

●長く安定した運営ができる合理的な新斎苑

長期にわたり利用できる施設として耐久性があり、安全に継続的な運営が可能な新斎苑とします。

4 新斎苑の基本計画

4.1 火葬炉の検討

4.1.1 火葬需要と火葬炉数の検討の流れ

火葬の需要予測及び必要炉数の算出手順は以下のフローのとおりです。

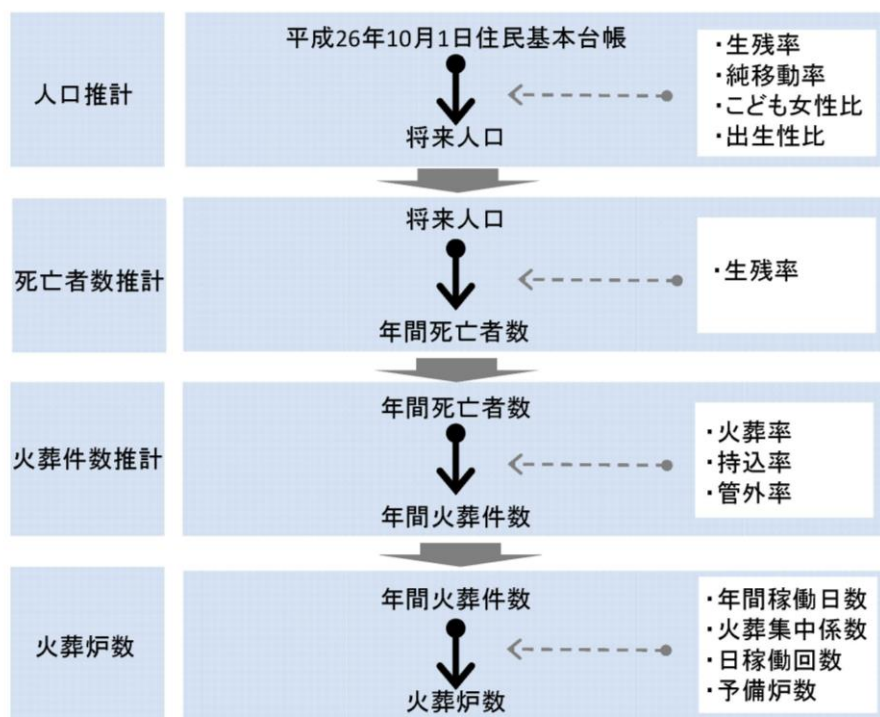


図 4-1 火葬炉数の算出フロー

4.1.2 火葬炉数の検討

(1) 将来人口の予測

将来人口は、市政運営の根幹となるまちづくりの目標を示した奈良市第4次総合計画後期基本計画における将来人口の見通しを引用することとします。

平成27年から5年ごとの将来人口予測は以下のとおりとなっています。

表 4-1 将来人口推計値

	2015年 (H27年)	2020年 (H32年)	2025年 (H37年)	2030年 (H42年)	2035年 (H47年)	2040年 (H52年)
総数	362,300	350,000	334,900	317,800	298,800	278,900
男	170,647	163,650	155,330	146,216	136,596	126,943
女	191,653	186,350	179,570	171,584	162,204	151,957

(2) 死亡者数の推計

死亡者数については、男女別 5 歳階級の将来人口に生残率から算出される死亡率を乗じて算出します。

本推計によると、死亡者数は 2035 年（平成 47 年）の 4,963 人が最も多く、その後は減少傾向が予測されます。

表 4-2 将来死亡者数の推計値

	2015 年 (H27 年)	2020 年 (H32 年)	2025 年 (H37 年)	2030 年 (H42 年)	2035 年 (H47 年)	2040 年 (H52 年)
総数	3,934	4,273	4,568	4,834	4,963	4,866
男	2,035	2,186	2,293	2,342	2,323	2,240
女	1,899	2,086	2,275	2,492	2,640	2,625

(3) 火葬件数の推計

年間火葬需要量（件数）は、次式によって求めます。

年間火葬需要量＝（管内年間死亡者数）×（火葬率）×（持込率）÷（1－管外率）

- ・持込率：市内における死亡者のうち、東山霊苑火葬場に持ち込まれる割合
- ・管外率：年間総火葬件数のうち、市外から持ち込まれる件数の割合

将来死亡者数が最も多くなると予測される 2035 年（平成 47 年）の年間火葬需要量について、当市における火葬率については 100%、新斎苑完成後はほぼすべての市民が新斎苑を利用するものとし、市外施設の利用率を管外率の実績値（約 5%）と同等として下記のとおり算出します。

$$\text{年間火葬需要量} = 4,963 \times 1.0 \times 0.95 \div (1.0 - 0.05) = 4,963 \text{ 件}$$

(4) 火葬炉数の算定

理論的火葬炉の算定式は、以下のとおりです。

$$\begin{aligned}
 \text{理論的火葬炉数} &= \frac{\text{集中日の火葬件数}}{1 \text{ 基 } 1 \text{ 日あたりの平均火葬件数}} \\
 &= \frac{(\text{日平均取扱い件数}) \times (\text{火葬集中係数})}{1 \text{ 基 } 1 \text{ 日あたりの平均火葬件数}} \\
 &= \frac{(\text{年間火葬件数}) \div (\text{稼働日数}) \times (\text{火葬集中係数})}{1 \text{ 基 } 1 \text{ 日あたりの平均火葬件数}}
 \end{aligned}$$

火葬炉の1日あたりの火葬件数については、タイムテーブルを作成し検討しました。火葬の標準的タイムテーブルを、以下のように設定しました。1件あたり、2.5時間程度を要するため、1日最大火葬件数は3件と考えられますが、清掃等の時間や到着時間などの余裕を見て1日あたり2件として算定します。

表 4-3 火葬の標準的タイムテーブルの設定条件

告別時間	15 分	2 時間
火葬・冷却時間	1 時間 30 分	
収骨	15 分	
インターバル（清掃等）	30 分以上	
開始時刻・終了時刻	10 時 00 分～17 時 00 分	

算定条件を以下のように設定しました。

表 4-4 火葬炉算定の条件設定

稼働日数	362 日/年	1 月 1 日～1 月 3 日を除く。
火葬集中係数	1.5	大規模火葬場（1.5～1.75）
1 基 1 日あたりの平均火葬件数	2 件	1 日あたり 2.0 回転。集中日のタイムテーブル例参照
年間火葬件数	4,963 人	年間死亡者数を年間火葬件数とする。

火葬件数は、地域の慣習等により特定日に集中する傾向が見られます。この火葬集中日の件数と日平均取扱件数の比を火葬集中係数としています。火葬集中係数を算定することで集中日の火葬件数を算出します。通常、火葬集中係数は過年の火葬実績から算定しますが、東山霊苑火葬場の場合、ほぼ 100%の稼働率となっており、実績から想定することができません。過年の火葬実績から火葬集中係数を算定できないため、「火葬場の建設・維持管理マニュアル」より、大規模火葬場 1.5～1.75 の数値のうち、ほぼ年中無休のため、最小値を採用しました。

$$\text{理論的火葬炉数} = (4,963 \div 362 \times 1.5) \div 2.0 = 10.28 \div 11 \text{ 基}$$

(5) 設置火葬炉数の設定

火葬炉は複数設置されますが、定期的な保守点検と補修工事や故障等による緊急時の修理の期間中は運転を休止しなければなりません。そのため、火葬炉数の設定においては、一般的には予備炉を加算している場合もあります。本計画においては、保守点検などが計画的に実施可能なことから予備炉については、計画しないものとします。また、市の課題であった動物炉については、動物愛護の観点から1基設置することとします。

以上より、本計画の火葬炉数は、理論的火葬炉数11基に動物炉1基を加えた12基とします。集中日における11基のタイムテーブル例を以下に示します。作成にあたっては、斎苑到着時のエントランス付近における混雑回避などを考慮し、15分に2遺族を受け入れる計画としています。

表 4-5 集中日のタイムテーブル例

		10時				11時				12時				13時				14時				15時				16時			
		0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45
火葬炉	1号炉	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	2号炉					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	3号炉	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	4号炉					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	5号炉		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	6号炉					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	7号炉	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	8号炉					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	9号炉	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	10号炉					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	11号炉		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
利用告別室数		2	2	2			2	2	1					2	2	2			2	2	1								
利用収骨室数							2	2	2					2	2	1			2	2	2					2	2	1	
利用待合室数			2	4	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	3	1	

4.1.3 火葬炉の概要

火葬炉は、遺体、柩などを一定の時間内に燃焼する能力を有し、炉から発生する排出ガス中のばい煙、悪臭、騒音等について、公害防止関係法令等に定める基準値を遵守し運転できる性能を持つことが求められています。本計画においても、十分な能力と適切な環境性能を有する最新の設備を導入することとします。近年の一般的な火葬炉設備は以下に示す設備から構成されています。

表 4-6 火葬炉設備の構成

装置名称	機能	主な装置
搬送設備	柩や炉内台車を搬送する設備	柩運搬車、炉内台車運搬車、炉内台車移送装置等
燃焼・排気設備	燃焼を行い、その燃焼ガスを排出する設備	炉内台車、断熱扉、主燃焼炉、主燃焼炉バーナ 再燃焼炉、再燃焼炉バーナ、燃焼用送風機、排風機、排気筒等
排出ガス処理設備	燃焼ガスの処理を行う施設	冷却装置、冷却用送風機、バグフィルタ、触媒等
付帯設備	その他の設備	残骨灰輸送装置、飛灰輸送装置、緊急バイパスダンパ 排風機バイパスダンパ等

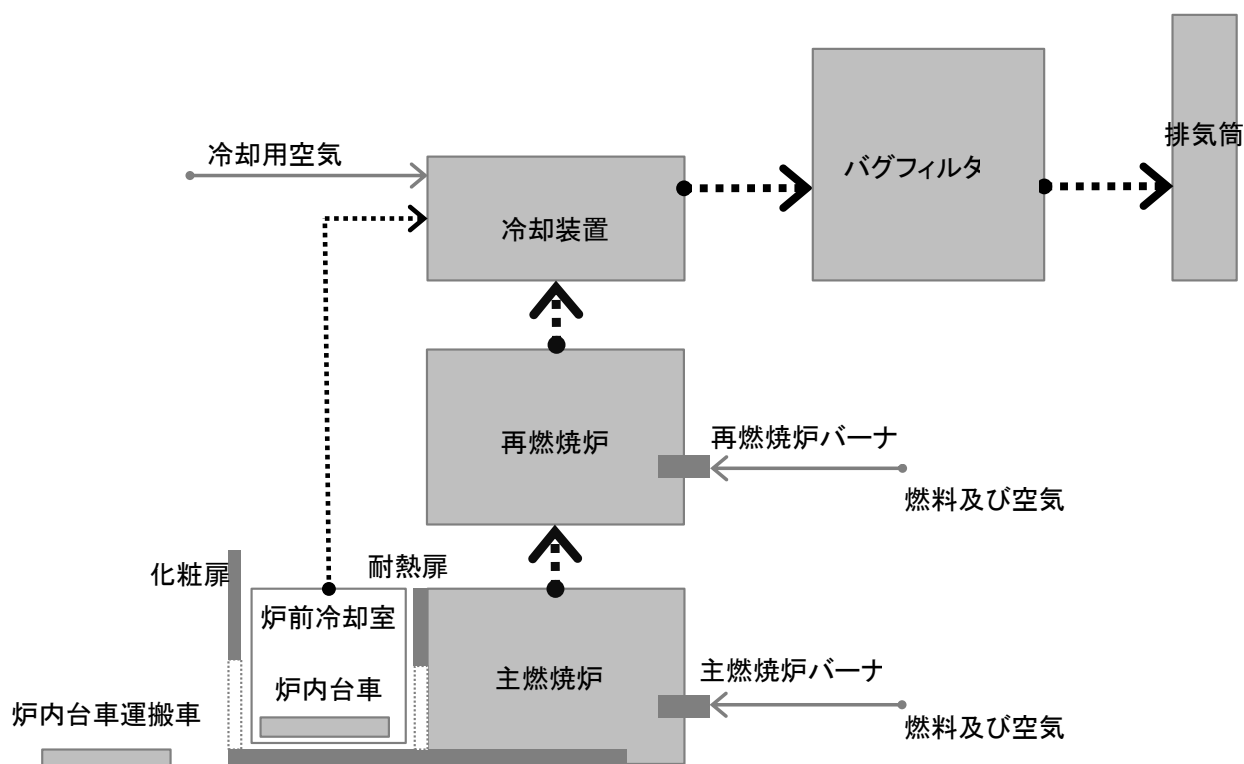


図 4-2 火葬炉の一般的構成

4.1.4 炉体の型式

火葬炉の形式には、以下のように２種類の型式があります。

台車型は、柩を載せた台車を炉内に移動させ台車の上で火葬を行う型式です。炉内に駆動装置、レールを設置する方式と台車を自走させる自走方式があります。

ロストル型は、ロストル（火格子）の上に柩を載せて火葬を行いロストル下部の骨受皿に焼骨を受ける形式です。

表 4-7 炉体形式の概要

	図	概要
台車型		柩を載せた台車を炉内に移動させ台車の上で火葬を行う形式 遺骨がきれいに残りやすい
ロストル型		ロストル（火格子）の上に柩を載せて火葬を行いロストル下部の骨受皿に焼骨を受ける形式 燃焼効率が良い 遺骨がきれいに残りにくい

（火葬場の建設・維持管理マニュアル より作成）

台車型は、柩の炉内収納や告別儀式に抵抗感が少なく近年では多く採用されていることから、本施設においても、台車型式を採用することとします。また、火葬炉にはサイズがあります。現在は、大型炉が中心となっていますが、超大型炉を数炉程度採用している事例が多くなっています。本事業においても同様に対応することとします。

表 4-8 炉の大きさ

最大柩寸法	長さ×幅×高さ
大型炉	2,000mm× 600mm× 500mm
超大型炉	2,300mm× 700mm× 650mm

4.1.5 火葬炉の燃料の検討

現在、火葬炉に使用される燃料としては、液体燃料として灯油、重油、気体燃料として都市ガス、L P ガスの 4 種類が主に使用されています。重油については、環境面から利用が少なくなっており、また本計画地は、都市ガスが未整備区域となっているため使用する燃料は、灯油かL P ガスとなります。

L P ガスと灯油を比較すると以下のとおりとなっています。

L P ガスは、灯油と比べ硫黄酸化物の発生が無いことや二酸化炭素の発生が少ないなど環境面ではメリットがあります。一方、灯油はL P ガスに比べ、配管・火葬炉の配置がコンパクトにできること、漏洩時の危険度が小さいこと、燃料費が安い等のメリットがあります。

本施設では、火葬炉が地下に設置されることになり、安全性の確保に特に留意する必要があること等も考慮し、本事業においては、灯油を採用することとします。

表 4-9 火葬炉の燃料の比較

	灯油	L P ガス
特 徴	- 液体を霧化し、蒸発させ燃焼させる - ガスに比べ燃焼効率が低い - 電磁弁などの機器のサイズがコンパクトで、スペースが小さい	- 気体燃料のため燃焼効率が高い - 比重が重く漏洩した場合低い場所に滞留 - バーナまでの配管は安全機器が多く、配管が複雑となり広いスペースが必要
設 備	- タンクローリ等で輸送 - 専用貯蔵タンクに貯留 - 配管工事費、安全装置機器等のコストが低い	- タンクローリ等で輸送 - 専用貯蔵タンクに貯留 - 配管工事費、安全装置費の他電気工事費のコストが高い
危険性	- 火葬炉内の漏れは爆発や酸欠の危険性がある - 配管からの燃料漏れは発見が容易	- 漏れによる爆発や酸欠の危険性がある(漏れたガスは下部に滞留する) - 気体のため漏れの場所が特定しにくく、ガス漏れ防止対策が必要となる
供 給	安定供給可能	安定供給可能
コスト	価格変動を受けやすい	- 価格変動が安定 - 灯油に比べLPガスは価格が高い

燃料タンクの設置や危険物の取扱いなどについては、消防法に基づく許可など事前に必要な手続きがあります。

燃料タンク容量は火葬件数を考慮し、10 日～14 日程度の消費量を確保することが望ましいと考えられています。また、災害時には、24 時間稼働で 3 日間稼働可能な燃料の確保を実施している事例もあります。

非常用電源、燃料の供給形態や大規模災害時などを考慮し、今後、燃料タンクの容量を決定していきます。

4.2 配置計画

主要地方道奈良名張線より、市道東部第 285 号線を新設道路で結び、さらに新設道路より新斎苑へのアプローチを設けます。市道東部第 285 号線についても、計画地部分については、拡幅しメンテナンス等の出入り口を設けます。

新斎苑の建物は、法的規制から市道東部第 285 号線より 5m 以上離す必要があるため、5m 以上離れた位置に新斎苑の建物を配置します。下図の計画の場合、地階の車寄せに停車しエントランスより斎苑に入ることができ、1 階からもアプローチできるよう計画しています。駐車場は、地階、1 階へ直接アプローチできるよう配置します。

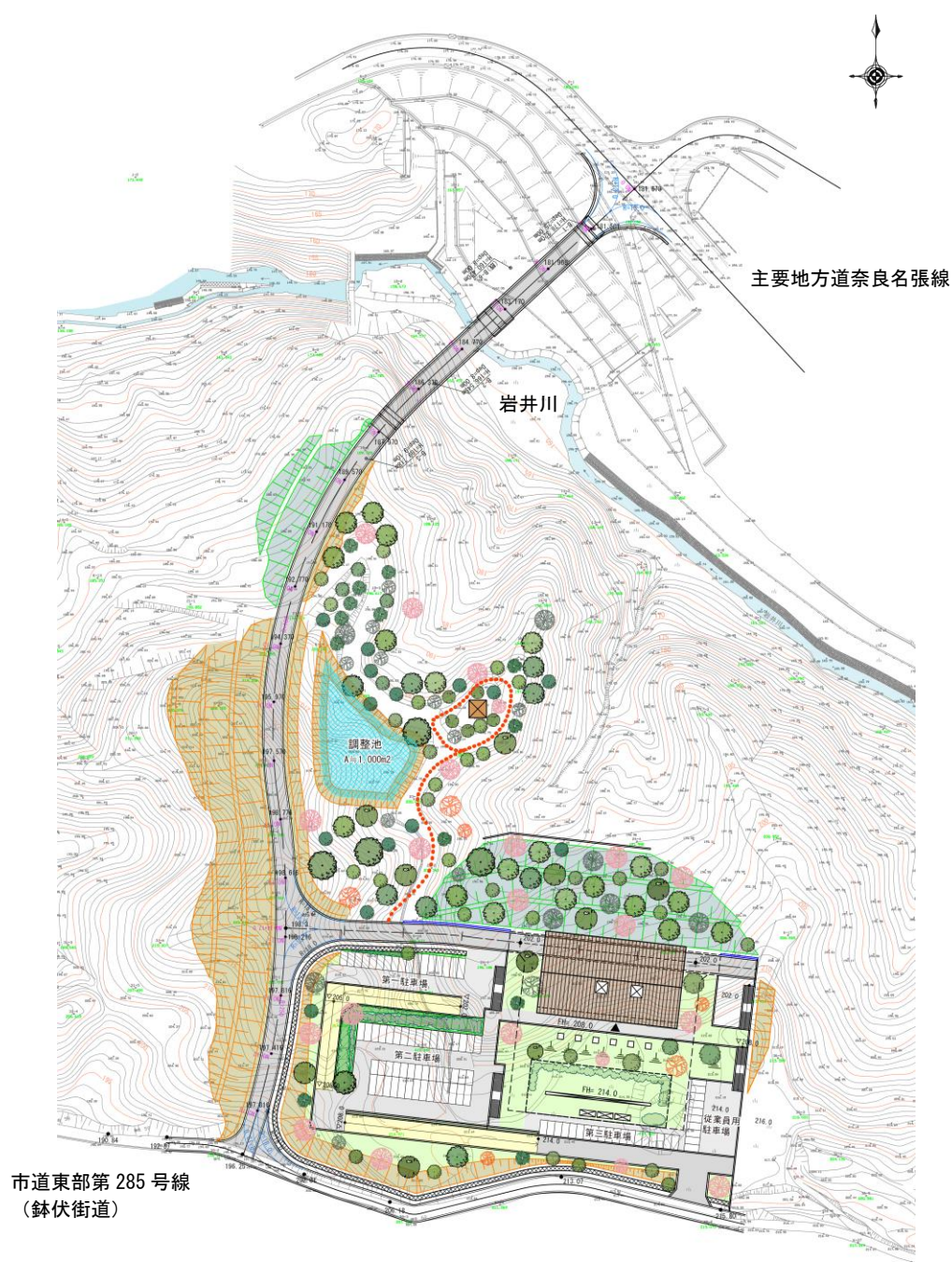


図 4-3 配置計画図

4.3 建築計画

4.3.1 建築計画の基本方針

敷地の条件を踏まえながら、諸室機能の合理化を図るとともに利用者のニーズに対応した建築計画とします。主な機能を整理すると以下のとおりとなります。

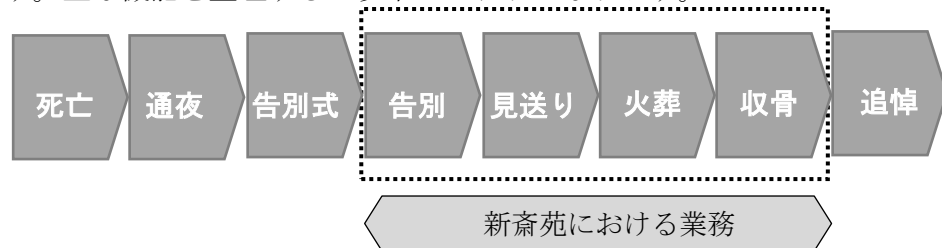


図 4-4 新斎苑における業務範囲

建築計画においては、新斎苑整備の基本方針に基づき、以下の点に留意して計画を策定します。

●奈良の都の葬送空間を創造する施設づくり

遺族及び会葬者に安らぎを与える質の高い空間で構成する施設とします。建築は、勾配屋根や落ち着いた色彩や連子窓など、奈良にふさわしいデザインを採用します。室内は厳肅かつ静謐な空間とし、光や緑など自然との調和を考慮した明るく清潔なデザインとします。

屋外は、恵まれた眺望や木々に囲まれた環境を活かし、この場にあった四季が感じられる庭園風の空間を創ります。

●遺族や会葬者の心情に配慮した人にやさしい施設づくり

遺族及び会葬者の心情に配慮した質の高いサービスを提供できる施設とします。

葬送の流れに沿った動線計画とし、ユニバーサルデザインに基づき、誰もが利用しやすく、また、プライバシーの保護にも配慮した施設とします。

●自然と調和した施設づくり

既存の豊かな緑を残しつつ、敷地内には緩衝緑地空間を設け、自然公園という周辺環境と調和した景観を形成する施設とします。

●環境へ配慮した施設づくり

自然採光や自然通風など自然エネルギーの有効活用を考慮した環境にやさしい施設とします。

火葬による排出ガス、悪臭、騒音、振動等は基準を遵守し、周辺環境への影響を最小限に抑えられる火葬炉設備を設置します。

●長く安定した運営ができる合理的な施設づくり

会葬者が利用するエリアと作業室（機械室等を含む）のエリアや、利用者と施設管理者との動線を分離し、スムーズな管理・運営が図れる施設とします。また、集中管理システム、総合案内システム等による効率化、省力化を図り、管理・運営面において経費軽減に努めた施設とします。

その他、災害時、非常時における事業の継続性を重視し、災害に強い施設とします。

4.3.2 構造・規模

建築計画は、計画地に係る法的規制から、以下の計画条件を考慮しながら検討します。

表 4-10 建築計画に係る規制

国定公園内（第 2 種特別地域）における許可の基準	建築物の水平投影面積	2,000 m ² 以下
	建築高さ	最低地盤面から 13m以下
	水平投影面積率	20%以下
	容積率	40%以下
風致地区内における許可の基準	建築位置	道路の路肩・敷地境界線から 5m以上離れていること。
	建築高さ	平均地盤面より 10m以下
	屋根の形状	勾配屋根を必要とする。

建物の規模については、国定公園内及び風致地区内の建築制限により、水平投影面積 2,000 m²以下、高さ 10m以下の建築物とする必要があります。そのため、地下 1 階、地上 1 階の建築物となることが想定され、構造も鉄筋コンクリート造が基本となります。なお、建物の基礎形式は計画敷地において、地盤調査の結果を基に設計します。

火葬場の標準的な規模については、「火葬場の建設・維持管理マニュアル-改訂版-」（日本環境斎苑協会）、「建築設計資料 46：葬斎場・納骨堂」（建築資料研究社）、「建築設計資料 109：葬斎場・納骨堂 2」（建築資料研究社）を参考にしました。

計画地の法的規制や敷地形状等の諸条件を考慮した建築概要は以下のとおりです。

表 4-11 建築概要

構造規模	鉄筋コンクリート 地下 1 階・地上 1 階
	延床面積 約 4,800 m ² （地階 約 3,600 m ² 地上 1 階 約 1,200 m ² ）
火葬炉設備	1 2 炉（動物炉 1 炉）、燃料：灯油
告別室兼収骨室	6 室
待合室	6 室、待合ホール、授乳室、キッズルーム等
その他	喫茶・売店、多目的ホール 1 室、霊安室等
駐車場	約 80 台

4.3.3 ゾーニング及び動線計画

本施設は、国定公園内及び風致地区の規制により高さが10m以下に、水平投影面積が2,000㎡以下とされています。

高さについては、建築基準法の平均地盤面から10m以下とされており、地階の扱いについては、国定公園内の建築制限より1面も屋外に面することがなく、完全に地中にあることが必要とされています。また、ドライエリアについては、幅が4m以上で上部が完全に解放される場合、平均地盤の算定にあたっては、地階床レベルを地盤面として算定する必要があるため、ドライエリアにより光を取り込むことも難しい条件となっています。

火葬炉の設備については、バグフィルタなどの設備が、高さ約10m程度は必要とします。風致地区の規制により、勾配屋根（3/10以上）とすることが必要ですので、大きな平面で構成される本施設は、屋根の高さについても4m程度が必要となります。

以下に、平均地盤面を地上1階レベルとし、地下1階、地上1階の2層を建築した場合のゾーニング例を示します。

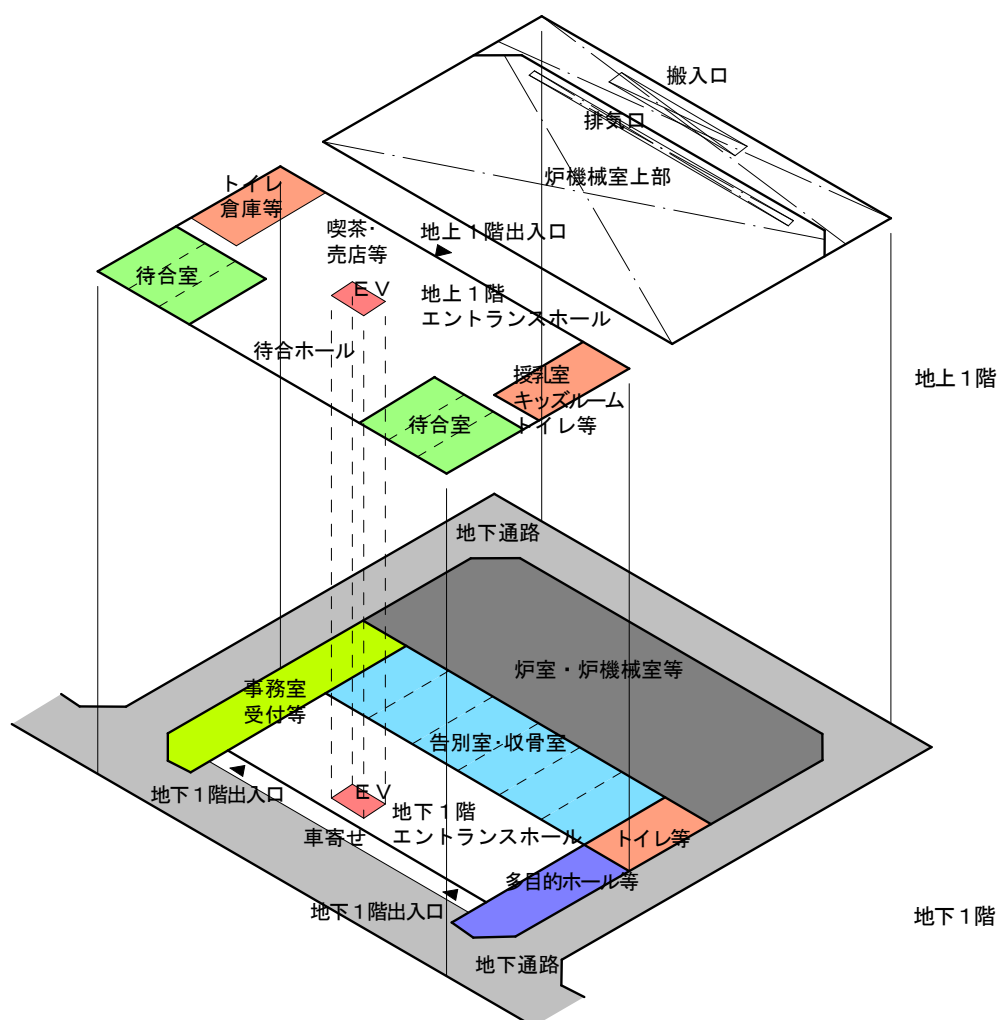


図 4-5 ゾーニング例

4.4 各部の計画方針

4.4.1 車寄せ及びアプローチ

車寄せ及びアプローチは地階に設置され、トンネル状の空間となります。十分な広さを確保し利用しやすい空間とします。また、歩車分離により歩行者の利用にも配慮した快適な空間とします。

4.4.2 エントランスホール

エントランスホールについても地階となることが想定されるため、高い天井や広がりのある空間とし、暗さや圧迫感を感じさせないゆとりのある空間とします。

4.4.3 告別室兼収骨室

告別室、収骨室については、告別室、収骨室、炉前ホールの機能が一体となった部屋とし、火葬炉2基につき1室を設けることとし、計6室を設置します。個別に落ち着いて告別、収骨が行えるよう、ゆとりのある広さを確保し、遺族や会葬者の心情に配慮し、静謐で安らぎのある質の高い空間とします。

4.4.4 待合施設

待合室は、同一時間帯の稼働炉と同数を設置します。本計画の場合、火葬炉タイムテーブル例から集中日の同一時間帯の稼働炉数は最大6基となります。待合室については、多様な利用を考慮し、和室、洋室など様々な仕様や広さの部屋を6室設置します。また待合室付近にはソファなどを設置した快適な待合ホールを設置し、遺族が静かな時間を過ごせるようゆったりとした空間とします。多数の利用者が出入りする場所であるため、多目的トイレの設置など、ユニバーサルデザインを採用した計画とします。

また、授乳室、キッズルームなどを設置し、多様なニーズに対応した施設とします。このほか、喫茶、売店などを併設し、快適に滞在できる空間とします。

4.4.5 多目的ホール及び関係諸室

現在の東山霊苑火葬場には斎場が1室併設されており、年間数十件程度の利用があります。そのため、現在と同程度の利用が可能な小規模な多目的ホールを1室、その他、宗教者の控室、霊安室を併設します。

4.4.6 火葬炉関連施設

火葬炉機械室や制御室、その他の火葬作業諸室が連携し、火葬ピーク時にも、火葬業務がスムーズに行える合理的な計画とします。換気や空調等、火葬の作業環境にも十分配慮された施設とし、配置、規模などについては、メンテナンスに配慮したものとしします。火葬炉の排煙口は、周辺道路などから見えないように配置します。火葬炉は、超大型炉を適切に設置します。

その他、必要に応じ、倉庫、更衣室、シャワー室などを設置します。

4.4.7 管理施設

管理諸室の配置、規模等については、業務運営上の必要性や動線を考慮したうえで、適切に配置します。良好な執務環境の確保、作業効率の向上を目指し、遮音性が高い快適な執務空間の創出、ゆとりのある作業スペースに留意して計画します。

事務室は受付窓口と分離し、受付窓口から事務室内が見えないよう計画します。その他、一般利用者用とは別に職員専用のトイレ、給湯室等を設置します。また、体調不良の利用者等が一時的に休めるベッド等を備えた救護室（スペース）を設置します。

4.5 施設イメージパース



(外観イメージ)



(B 1 階エントランスイメージ)



(待合ホールイメージ)

※新斎苑をイメージしたもので変更になる場合があります。

4.6 駐車場計画

駐車場については、会葬者の駐車スペース、職員用の駐車スペースの他、メンテナンス用や予備の駐車スペース等を考慮し、来場者が利用しやすい配置計画とします。

駐車場規模は、①人口規模からの想定、②火葬炉数からの想定、および③集中日のタイムテーブルからの算定の3通りの検討を行いました。

4.6.1 駐車台数算定の検討

(1) 人口規模からの想定

「建築設計資料 46：葬斎場・納骨堂」には、人口と斎場の規模を以下のように設定しています。本計画に近い「郊外型で斎場を持たない」ケースの中から、本計画と同規模の対象人口が30～40万人規模のデータを参照すると、駐車場規模は敷地面積3,200㎡、駐車台数としては80台となっています。

表 4-12 人口規模と斎場の規模

対象人口	10～20 万人	20～30 万人	30～40 万人
計画炉数	6 基	8 基	10 基
立地場所	郊外地	郊外地	郊外地
駐車台数	60	70	80
駐車場面積	2,400 ㎡	2,800 ㎡	3,200 ㎡
環境緑地	14,800 ㎡	19,500 ㎡	24,200 ㎡
敷地面積	25,000 ㎡	32,000 ㎡	39,000 ㎡

(2) 火葬炉数からの想定

「建築設計資料 46：葬斎場・納骨堂」と「建築設計資料 109：葬斎場・納骨堂 2」に掲載されている公共葬斎場 36 例から保有炉数を 10～12 基の事例を抽出すると、駐車場規模は 56～150 台となっています。これらから式場を持っている事例を除くと 56～80 台程度の範囲となっています。

(3) 集中日のタイムテーブルからの算定

火葬場への来場は、送迎バス（マイクロバス等）や普通車での来場が一般的となっているため、1 遺族あたりの車両台数及び火葬炉数、火葬スケジュールを踏まえ、駐車台数を以下のように算定しました。

集中日の炉のタイムテーブルによると、同一時間帯の最大滞在遺族数は、10 遺族となっています。

1 遺族あたりの車両数を、マイクロバス 1～2 台、乗用車 5 台（身障者用を含む）と設定しました。以上より試算すると、次のようになります。

表 4-13 集中日の火葬炉等の稼働表による駐車台数

種別	最大滞在遺族数	1 遺族当り台数	台数
遺族用送迎バス	10	1～2	10～20
遺族用乗用車		5	50
従業員乗用車			10
予備スペース（業者等乗用車）20%			12
合計			82～92

4.6.2 駐車台数の設定

3通りの検討結果をまとめると以下のとおりとなっています。

表 4-14 駐車台数の検討結果

算定・想定種別	駐車場台数
人口規模からの想定	80 台
火葬炉数からの想定	56～80 台
タイムテーブルからの算定	82～92 台

結果的には、56 台～92 台という結果となりました。本計画においては、駐車場台数をマイクロバスも含めて、ほぼ中間値である 80 台程度を目標値として設定します。マイクロバス用駐車場は、使用台数に変動が考えられることからすべてを専用とせず、乗用車との兼用とするなど、柔軟な利用が可能な計画とします。また、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、数台の車いす使用者用駐車施設を設けます。

表 4-15 駐車場の計画目標値

種 別	台数
マイクロバス専用駐車場	20 台
乗用車用駐車場	60 台（障がい者用を含む）

4.7 造成計画

開発行為の取り扱いについては、許可は不要ですが各管理者との事前協議を実施する必要があります。指導要綱を準用し、各管理者との協議を経た後、工事に着手することとなります。計画地は傾斜地が多いため、建築施設や駐車場などを整備する際には一定の造成工事が必要となります。

造成工事については、丘陵状に高くなった部分を切土し、一部谷筋部へ盛土をする計画です。しかし、計画地の地形や建築に関する法的条件及び土砂災害に対する懸念を考慮し、過大な盛土は避けるよう努めます。（※再検討した結果、基本計画（案）と比較し盛土量が約 1 / 3 に減っています。）

造成計画の主な留意点は以下のとおりとしました。

- ・平坦地となる建築位置及び第二駐車場位置は計画地内の高いところに配置し、さらに 1 層高い位置の第三駐車場は南側の市道に接道できる高さとしします。
- ・新斎苑のエントランス部及び第一駐車場の計画地盤高さは建物高さを考慮しそれより 1 層分低い高さとしします。
- ・道路の縦断計画は、起点となる橋梁位置から終点の市道東部第 285 号線まで縦断勾配 8%以下で接続する計画としします。
- ・盛土は、都市計画法や宅地造成等規制法等の基準に則った段切りや締固め等で施工し、土留めについては補強土壁工を含めた耐震性を考慮した設計を検討していきます。
- ・新斎苑への進入路北側の盛土造成部については、観測井を設置し定期的な水位観測を行います。

4.8 道路計画

4.8.1 道路計画の基本条件

新斎苑への進入路は、主要地方道奈良名張線から岩井川を横断し、計画地へ接続させることとします。進入路の道路区分・構造要件は、安全性及び経済性等により総合的に判断し以下のように選定しました。

・道路区分

進入路は、一般車両が通行することから道路構造令による道路区分を採用するものとし、ピーク時のすれ違いを考慮し、往復分離される最低規格である「第3種第4級」に準拠した構造とします。

・その他構造要件

幅員構成 車線幅員については、本進入路は斎苑へのアプローチ道路であり、霊柩車やマイクロバス等大型車の通行が見込まれ、かつすれ違い機会も多いことを踏まえ、3.0mを確保します。

また路肩幅員については、当該進入路が山地部で切盛土が多く発生することを踏まえ、経済性に配慮した0.50mとします。

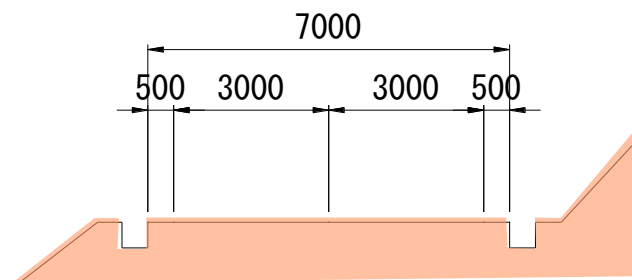


図 4-6 道路幅員

設計速度 進入路は、利用車の大半が斎苑へのアクセス車両であり、各車両の走行距離が比較的短いこと、山地部を通過し縦断が急勾配になること、切盛土が多くなること等が想定されます。最低限の走行性を確保しつつ、安全性を重視する設計速度を採用する方針とし、標準値の最小値 30km/h とします。

4.8.2 道路の概略検討

主要地方道奈良名張線から計画地へ進入するルートとして、主要地方道奈良名張線との交差点位置及びアプローチ方法を複数案設定し、比較検討の結果、経済性に優れかつ地形改変の少ない案を最適案としました。

最適ルートについて、地形の実測図を用いて計画を行いました。道路の計画図は以下のとおりとなっています。

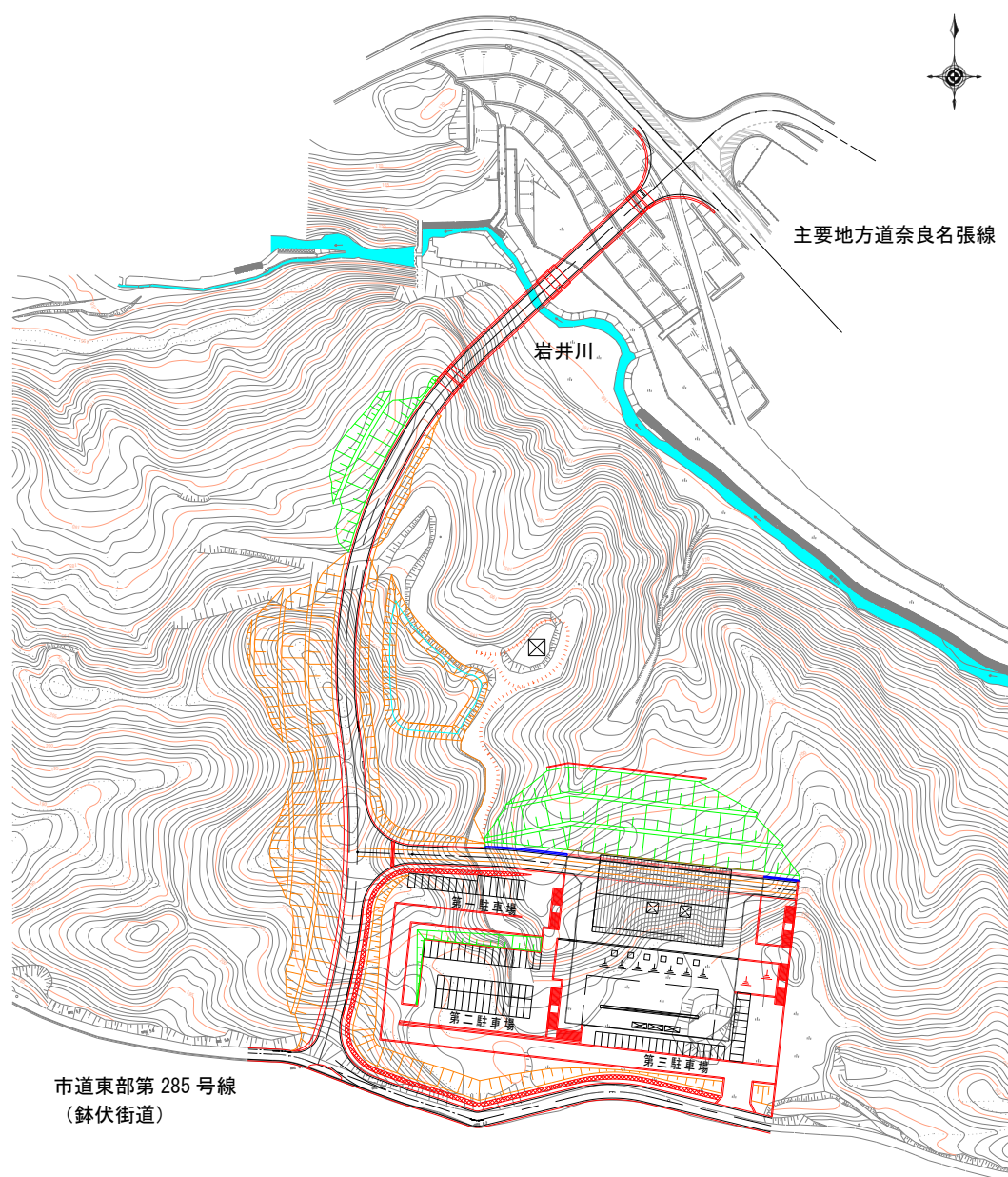


図 4-7 道路計画平面図

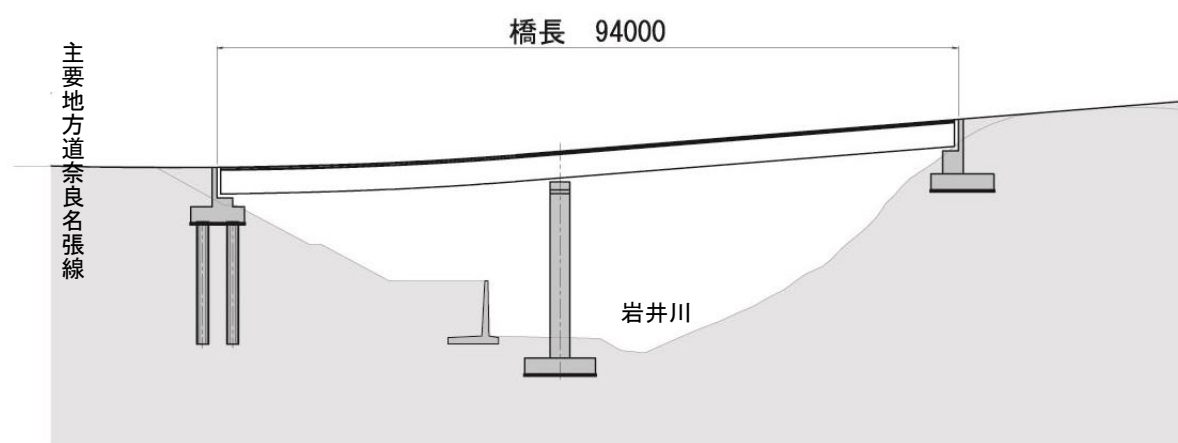
4.8.3 道路排水計画

新斎苑敷地、アクセス道路及び計画地東側の鉢伏街道からの雨水排水については岩井川方向に流す計画としています。

4.9 橋梁計画

橋梁計画は、主要地方道奈良名張線と市道東部第 285 号線を結ぶ区間に計画された新斎苑アクセス道路における岩井川渡河部の橋梁形式について概略検討を行いました。橋長・支間割を基に、設計便覧の支間別橋種一覧表より、適用が高い橋種を選定しました。その後、地質調査結果などをふまえ、経済性などを比較の上、橋梁型式を以下のとおり、鋼 2 径間連続鈑桁橋としました。

側 面 図



平 面 図

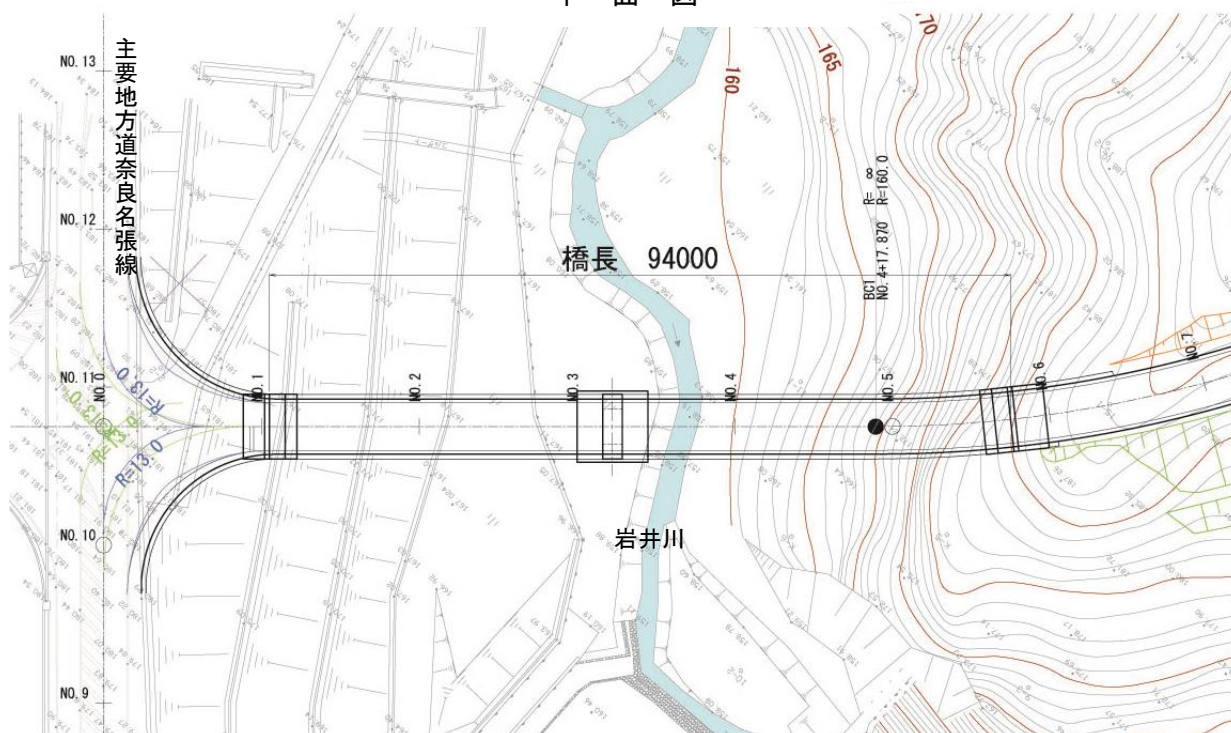


図 4-8 橋梁一般図（鋼 2 径間連続鈑桁橋）

4.10 給排水設備計画

給水設備は、鹿野園配水池より給水する計画とします。鹿野園配水池は、計画地より低い位置にあるため、引き込み方法等について奈良市企業局と協議を行う必要があります。

今後計画の進捗に合わせ、配水池から新斎苑まではポンプで圧送するなど検討します。

給水は、新斎苑と屋外の清掃や散水施設へ供給します。給水量については、類似施設の実績等を考慮し計画します。屋内のトイレ、屋外の清掃、散水などへの給水は、雨水の活用も考えられます。

新斎苑から発生する汚水は、下水道の全体計画区域外のため浄化槽を設置し放流します。浄化槽については、計画を確定後、所管課との協議により適正な規模を設定します。

雨水排水については、敷地内に調整池を設置し排水します。調整池計画は、計画の進捗に合わせ協議を実施し、その規模等を検討するものとします。

4.11 電気設備計画

電気設備については、市道東部第 285 号線に敷設されている電力会社の電力柱から供給を受けます。高圧受電となるため キュービクルを設け、低圧に落して施設に供給します。

建築施設には、電力と空調等の動力に対する電力を供給します。屋外施設では、駐車場、園地に設置する照明等に対して電力を供給します。災害時対応のため、非常用発電機設備を設置します。

道路照明については、道路管理者、電力会社との協議により電力の供給方法を検討します。

4.12 園地施設計画（外構計画）

計画地は約 5ha と広い敷地で多くの斜面を樹木でおおわれている地形となっています。また、大和青垣国定公園の第 2 種特別地域であるため、空地や道路建設による法面は、原則として樹木等による緑化により良好な環境の維持、向上に努めるものとします。

市道東部第 285 号線から、駐車場、新斎苑へとわかりやすい動線計画とし、ユニバーサルデザインを採用し、高齢者等の利用には十分配慮します。

敷地内は、斎苑にふさわしい落ち着いたデザインを基調とし、眺望を活かした散策路、あずまや等を設け屋外で時間を過ごすことのできる施設とします。

新斎苑周辺の屋外には、調整池、浄化槽、受水槽、ポンプ設備、燃料タンク設備などが必要となります。燃料の補充、その他、新斎苑施設のメンテナンス等にも対応可能なサービス用通路等を確保します。

5 事業計画の検討

5.1 事業費の算出

新斎苑整備事業における具体的な建築計画、仕様・程度は未定です。本事業費は概ねの事業規模を把握する目的で作成しました。そのため内容はあくまで想定に基づく概略であり、事業の範囲や建設計画の具体的内容が定まる時期（予備設計時）に改めて精査します。

想定される事業規模から約49億円の建設事業費を算出し、その他用地費・調査委託費等を見込みますと、約54億円となります。

今後は、市場の動向、先例事例などを参考としつつ、本市の厳しい財政事情を踏まえコスト削減に努めます。

		工種	事業費（百万円）	備 考
土木工事	土木	道路工	847	土工、法面工、擁壁工、排水工、舗装工、交通管理施設、雑工
	屋外	屋外施設工事	66	園路、調整池、植栽工
	橋梁	橋梁工	592	鋼2径間連続鈑桁橋（上部工、下部工）、仮設橋
建築工事	建築	建築工	3,300	建築施設約4,800㎡、造成工、電気設備EV、給排水衛生設備、空調設備、築炉工12基
	外構	外構工事	131	浄化槽、屋外配水施設、駐車場、擁壁、植栽等
建設事業費 合計			4,936	

5.2 事業スケジュール

本事業は、多額の費用が必要な事業です。市の負担を軽減するため、本事業には合併特例債⁵を活用することを想定しています。合併特例債については、新斎苑の施設整備費用に充てますが、平成32年度までに活用する必要があります。そのため、準備手続き等を進め、平成30年度には工事を開始し、平成33年4月の供用開始を目指します。

⁵合併特例債：平成の大合併による新市町村建設計画の事業費として特例的に起債できる地方債。事業費の95%に充当でき、元利償還金の70%が国からの普通交付税によって措置される。

5.3 今後の課題の整理

5.3.1 事業手法の検討

火葬場については、施設の建設以上に維持管理・運営が重要な施設です。良好な市民サービスの提供と財政支出の削減を両立する必要があることから、民間活用手法（PFI⁶やDBO⁷など）により実施されている事例が多くなっています。

本事業においても、設計から維持管理、運営までを包括して民間事業者へ委ねることでコスト削減を図っていくため調査を実施しましたところ、民間活力を採用する方が有効との判断から、民間活用手法での事業推進を図っていきます。

5.3.2 関連手続き等の実施

新斎苑建設事業については、都市計画決定などの手続きが必要なことや、インフラなどの土木工事と建築工事が同時に進行するなど、複雑な事業となっています。限られた工期の中で事業をスムーズに進めるため、地元、周辺自治会や関係機関などと十分な協議を行い、必要な関連手続きを着実に実施していく必要があります。

5.3.3 第三者評価への対応

新斎苑建設事業を進めるに当たり、計画地の土質調査、周辺の地質状況調査及び斜面安定解析調査等を実施し、その結果、新斎苑建設に伴う計画地及び周辺地域への自然災害等に対する影響等について安全性は確認できたものと考えております。しかし、下記のとおり第三者評価としていただきました指摘事項に対しては、工事着手前から供用開始後にわたり一つ一つ対策を立て丁寧にかつ誠実に対応し、新斎苑建設に伴う影響等に対する不安の払しょくに努めていきます。

[第三者評価]

市の実施した調査に対する客観的評価を求める声がありましたので、有識者の方々にそれぞれの専門的見地から市が実施した各種調査・資料等について検証をしていただき、第三者としての評価を行っていただきました。その総合評価は以下のとおりです。

◎京都大学防災研究所流域災害研究センター長 藤田正治教授

計画地の地盤状況、土石流の発生状況、地下水に関して必要な調査、検討は実施されており、報告書及び説明資料の内容も特に問題はないと評価する。ただし、地下水の流動や豪雨時の斜面の移動状況については、限られた調査では詳細な事項までは言及することはできないので、地下水の流動の変化や斜面の変位などが発生した場合は、今後の調査、監視も必要になることもある。しかし、現時点では、計画上問題になるようなことは見つからなかった。また、本計画によって増加する土砂災害のリスクとこの地域が本来持つリスクを区別して議論することが肝要である。

◎京都大学防災研究所斜面災害研究センター長 釜井俊孝教授

計画地の地盤状況に関して必要な調査、検討は実施されており、報告書及び説明資料の内容も特に問題はないと評価する。

◎京都大学大学院理学研究科 堤浩之准教授

新斎苑建設に係る計画地及び周辺の活断層に対する必要な調査、検討は実施されており、報告書及び説明資料の内容も特に問題はないと評価する。

⁶PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブとは、公共事業の設計、建設、維持管理、運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスを効率的に提供する方式。

⁷DBO：デザイン・ビルド・オペレーションとは公共が資金調達し、設計・建設、運営を民間に委託する方式。

<参考資料>

【参考資料－１】斎場の先進事例

近年の斎場については、高齢化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化、葬儀に対する意識の変化などにより、「家族葬」や「直葬」といった小規模な葬儀が増加しており、様々なニーズに対応できる施設となっています。

近年の火葬場は、環境性能に優れた火葬炉の導入、周辺環境と調和した施設整備などによって、利用者や市民、周辺環境にもやさしい施設が建設されています。近年整備された、特徴的な施設を以下に示します。

エントランス部分では、導入部としての雰囲気づくりの他、一時的に多くの会葬者が集中するため、余裕のあるプランとなっています。車寄せは、雨天時にも大型バスが横付けでき、バリアフリーに配慮したものとなっています。エントランスから、ホール、告別室と他の会葬者と動線が接しないよう配慮されています。

告別室は、参列者がゆとりを持って集まれる広さと、故人との最後の別れの空間として、厳粛でプライバシーが確保された空間が計画されています。収骨室については、告別室と兼用する場合や単独で設ける場合があります。

待合ホール、待合室については、会葬者のグループごとに1時間程度の時間を快適に過ごせる空間を用意しています。また、テラスや庭園で過ごすことの可能な施設もあります。その他、キッズコーナーや授乳室、湯茶のサービスや売店、自動販売機などが設置され、様々なニーズに対応できるよう配慮されています。

内装、照明、家具などについても、会葬者数や宗教など様々なニーズに対応でき、斎苑全体のイメージと統一され洗練された空間となっています。



写真は、上から

- ① 盛岡市車寄せ
 - ②、③ 一宮市エントランス、告別室
 - ④ 豊川市屋上庭園
- (各施設のHPより抜粋)

【参考資料－２】視察先の状況

施設名称		札幌市山口斎場（北海道札幌市）	
所在地		〒006-0860 北海道札幌市手稲区手稲山口 308 番地	
供用開始年月日		平成 18 年 4 月 1 日	
敷地面積		40,000 m ²	
建築面積		9,366 m ² （延床面積 12,835 m ² ）	
建築構造		鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上 2 階	
駐車場面積（台）		大型バス 50 台、乗用車 120 台	
炉基数		火葬炉 29 基	
施設概要		告別室 2 室、収骨室 14 室、特別控室 31 室	
火葬料金	市内	大人(12 歳以上)	無料
		子供(12 歳未満)	無料
	市外	大人(12 歳以上)	49,000 円
		子供(12 歳未満)	40,000 円

施設名称		岡崎市斎場（愛知県岡崎市）	
所在地		〒444-3342 岡崎市才栗町字左世保田 1 番地 3	
供用開始年月日		平成 28 年 6 月	
敷地面積		21,235.26 m ²	
建築面積		3,132.94 m ² （延床面積 5,119.49 m ² ）	
建築構造		鉄筋コンクリート造 2 階建	
駐車場面積（台）		普通車 70 台、マイクロバス 10 台、車椅子使用者用 5 台、動物炉利用者用 3 台	
炉基数		火葬炉 13 基、動物炉 1 基	
施設概要		待合室 12 室	
火葬料金	市内	大人（12 歳以上）	無料
		子供（12 歳未満）	無料
	市外	大人（12 歳以上）	50,000 円
		子供（12 歳未満）	30,000 円

施設名称		一宮斎場（愛知県一宮市）	
所在地		〒491-0201 愛知県一宮市奥町字六丁山 24 番地	
供用開始年月日		平成 23 年 4 月 1 日	
敷地面積		11,690.75 m ²	
建築面積		2,335.8 m ² （延床面積 2,776.25 m ² ）	
建築構造		鉄筋コンクリート造地上 2 階建て	
駐車場面積（台）		普通車用 89 台、マイクロバス用 8 台、身障者用 3 台、動物利用者用 3 台	
炉基数		火葬炉 13 基、汚物炉 1 基、動物炉 1 基	
施設概要		お別れ室 4 室、見送りホール、収骨室 4 室、待合室 6 室、待合ロビー、霊安室、	
火葬料金	市内	大人（10 歳以上）	2,000 円
		子供（10 歳未満）	1,000 円
	市外	大人（10 歳以上）	50,000 円
		子供（10 歳未満）	25,000 円

施設名称		名古屋市立第二斎場（愛知県名古屋市）	
所在地		〒455-0851 愛知県名古屋市港区東茶屋三丁目 123 番地	
供用開始年月日		平成 27 年 7 月 13 日	
敷地面積		50,964.69 m ²	
建築面積		10,483.82 m ² （延床面積 14,993.30 m ² ）	
建築構造		鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）地上 2 階建	
駐車場面積（台）		180 台	
炉基数		火葬炉 30 基	
施設概要		お別れ室（告別・収骨室）30 室、休憩室 30 室	
火葬料金	市内	大人（10 歳以上）	5,000 円
		子供（10 歳未満）	2,500 円
	市外	大人（10 歳以上）	70,000 円
		子供（10 歳未満）	35,000 円

施設名称		桑名市斎場おりづるの森（三重県桑名市）	
所在地		〒511-0851 三重県桑名市新西方七丁目 16 番地	
供用開始年月日		平成 22 年 10 月 10 日	
敷地面積		13,383 m ²	
建築面積		3,904.45 m ² （延床面積 4,751.33 m ² ）	
建築構造		鉄骨コンクリート構造 2 階建（一部鉄筋造）	
駐車場面積（台）		立体駐車場 127 台、平面駐車場 28 台大型バス 2 台、マイクロバス 3 台、車椅子・思いやりスペース 3 台	
炉基数		火葬炉 8 基、動物炉 1 基	
施設概要		告別室 2 室、収骨室 2 室、待合室 6 室、キッズルーム、式場 2 室、遺族控室 2 室、和室 2 室、霊安室、会議室 3 室	
火葬料金	市内	大人（12 歳以上）	10,000 円
		子供（12 歳未満）	5,000 円
	市外	大人（12 歳以上）	100,000 円
		子供（12 歳未満）	50,000 円

施設名称		いつくしみの杜（三重県津市）	
所在地		〒514-0823 三重県津市半田 3247 番地 2	
供用開始年月日		平成 27 年 1 月 2 日	
敷地面積		19,300.15 m ²	
建築面積		4,862.07 m ² （延床面積 4,963.91 m ² ）	
建築構造		鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上 2 階建て	
駐車場面積（台）		普通車 131 台、おもいやり 6 台、マイクロバス 4 台	
炉基数		火葬炉 12 基、動物炉 1 基	
施設概要		告別・収骨ホール 4 室、待合室 12 室、キッズルーム 2 室、授乳室 2 室、式場 2 室、遺族控室 2 室、宗教関係者控室 2 室	
火葬料金	市内	大人（12 歳以上）	3,000 円
		子供（12 歳未満）	2,500 円
	市外	大人（12 歳以上）	60,000 円
		子供（12 歳未満）	50,000 円

施設名称		天理市聖苑（奈良県天理市）	
所在地		〒632-0012 奈良県天理市豊田町 918 番地 1	
供用開始年月日		平成 18 年 10 月 1 日	
敷地面積		17,901 m ²	
建築面積		1,929 m ² （延床面積 2,197 m ² ）	
建築構造		鉄筋コンクリート造（一部 2 階建）	
駐車場面積（台）		乗用車 43 台、マイクロバス 2 台、身障者用 2 台	
炉基数		火葬炉 5 基、汚物炉 1 基	
施設概要		玄関ホール、告別室 2 室、炉前ホール、収骨室 2 室、待合ロビー、待合室（洋 2 室・和 2 室）	
火葬料金	市内	大人（12 歳以上）	12,000 円
		子供（12 歳未満）	7,500 円
	市外	大人（12 歳以上）	72,000 円
		子供（12 歳未満）	45,000 円

施設名称		平群野菊の里斎場（奈良県平群町）	
所在地		〒636-0944 奈良県生駒郡平群町櫟原 382 番地	
供用開始年月日		平成 17 年 4 月 1 日	
敷地面積		19,655 m ²	
建築面積		1885.69 m ² （延床面積 1,973.82 m ² ）	
建築構造		鉄筋コンクリート造り一部 2 階建て	
駐車場面積（台）		68 台（普通車 63 台、身障者用 2 台、マイクロバス 3 台）	
炉基数		火葬炉 3 基、動物炉 1 基	
施設概要		告別室、待合ロビー、収骨室、式場、霊安室、遺族控室 2 室、聖職者控室 2 室、多目的室 2 室	
火葬料金	町内	大人（12 歳以上）	15,000 円
		子供（12 歳未満）	7,000 円
	町外	大人（12 歳以上）	80,000 円
		子供（12 歳未満）	60,000 円

施設名称		静香苑（静香苑環境施設組合） 組合構成町（王寺町・河合町・上牧町）	
所在地		〒636-0021 奈良県北葛城郡王寺町畠田一丁目 153 番地 1	
供用開始年月日		平成 18 年 7 月 1 日	
敷地面積		15,843.76 m ²	
建築面積		2,777.77 m ² （延床面積 2,903.10 m ² ）	
建築構造		コンクリート（一部鉄骨）造平屋建て（一部 2 階建て）	
駐車場面積（台）		124 台（一般 118 台、福祉対応 3 台、マイクロバス 3 台）	
炉基数		火葬炉 5 基、動物炉 1 基	
施設概要		告別室 2 室、待合ホール、収骨室 2 室、式場 2 室、霊安室 1 室、待合室（和室 6 室）、	
火葬料金	構成町内	大人（12 歳以上）	20,000 円
		子供（12 歳未満）	10,000 円
	構成町外	大人（12 歳以上）	100,000 円
		子供（12 歳未満）	50,000 円

施設名称		三次市斎場 悠久の森（広島県三次市）	
所在地		〒729-6211 広島県三次市大田幸町字金神 985 番地	
供用開始年月日		平成 24 年 4 月 1 日	
敷地面積		14,248.04 m ²	
建築面積		2,444.47 m ² （延床面積 2,478.66 m ² ）	
建築構造		鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建	
駐車場面積（台）		62 台（乗用車 57 台、大型バス 5 台）	
炉基数		火葬炉 5 基	
施設概要		見送・収骨ホール 3 室、待合 3 室、霊安室 1 室	
火葬料金	市民	大人（12 歳以上）	13,000 円
		子供（12 歳未満）	10,400 円
	市外	大人（12 歳以上）	26,000 円
		子供（12 歳未満）	20,800 円

施設名称		呉市斎場（広島県呉市）	
所在地		〒737-0907 広島県呉市焼山町字鍋土 723 番 24	
供用開始年月日		平成 18 年 4 月 1 日	
敷地面積		19,979 m ²	
建築面積		2,477 m ² （延床面積 3,792 m ² ）	
建築構造		鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建て	
駐車場面積（台）		85 台（うち身障者用 3 台）	
炉基数		火葬炉 10 基、汚物炉 1 基、動物炉 1 基	
施設概要		告別室 3 室、収骨室 3 室、霊安室、待合ホール、待合個室 7 室（洋室 4 室・和室 3 室）、売店、授乳室、幼児室、	
火葬料金	市内	大人（12 歳以上）	18,000 円
		子供（12 歳未満）	14,400 円
	市外	大人（12 歳以上）	60,000 円
		子供（12 歳未満）	48,000 円

【参考資料－３】奈良市民が利用している他市の火葬場の概要

生駒市営斎場		運営：生駒市	
所在地		〒630-0215 奈良県生駒市東菜畑 1-90	
利用時間		11：00 ～ 17：00	
休 日		1 月 1 日 ～3 日	
施設概要		火葬炉：5 基 / 式場：1 室	
設立年		1972 年（昭和 47 年）	
構造階数		鉄筋コンクリート平屋建	
収骨までの時間		約 3 時間 40 分	
火葬料金	生駒市民	大人（12 歳以上）	10,000 円
		子供（12 歳未満）	5,000 円
	生駒市民外	大人（12 歳以上）	80,000 円
		子供（12 歳未満）	40,000 円

大和郡山市清浄会館		運営：大和郡山市	
所在地		〒639-1001 奈良県大和郡山市九条町 1051	
利用時間		9:00 ～ 17:00	
休 日		12 月 31 日午後～1 月 3 日	
施設概要		火葬炉：4 基 / 式場：1 室 / 待合室：2 室	
設立年		1955 年（昭和 30 年）	
構造階数		鉄筋コンクリート平屋建	
収骨までの時間		約 2 時間 ～ 2 時間 30 分	
火葬料金	大和郡山市民	大人（12 歳以上）	8,000 円
		子供（12 歳未満）	4,000 円
	大和郡山市民外	大人（12 歳以上）	50,000 円
		子供（12 歳未満）	27,000 円

飯盛斎場		運営：飯盛霊園組合（守口市・門真市・大東市・四條畷市）	
所在地		〒575-0012 大阪府四條畷市大字下田原 2457 番地	
利用時間		11:00 ～ 18:00	
休 日		1 月 1 日	
施設概要		【火葬棟】火葬炉：13 基、告別室：3、収骨室：2 霊安室：1 【待合棟】待合室：2、待合ロビー：1、軽食コーナー：1	
設立年		1968 年（昭和 43 年）新施設供用開始 平成 5 年	
構造階数		鉄筋コンクリート平屋建	
収骨までの時間		約 2 時間	
火葬料金	守口市・門真市・大東市・四條畷市 市民	大人（12 歳以上）	20,000 円
		子供（12 歳未満）	13,000 円
	交野市民	大人（12 歳以上）	65,000 円
		子供（12 歳未満）	43,000 円
	上記以外	大人（12 歳以上）	70,000 円
		子供（12 歳未満）	47,000 円

【参考資料—4】事業概要と運営体制の比較（「建築設計資料 109 葬祭場・納骨堂 2」より抜粋）

くりはら斎苑（宮城県栗原市）		2001 年 10 月 22 日供用開始
構造・規模	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上 2 階建、独立基礎、杭工事なし	
	延床面積 2,040.44 m ² （1F:1,550.99 m ² 、2F:489.45 m ² ） 建築面積 1,842.66 m ² 敷地面積 5,234.21 m ²	
主要諸室	火葬炉 4 基（予備スペース 1 基）、告別室 1 室、収骨室 2 室、待合室 4 室	
職員数	所長 1 人、管理 1 人（市職員） 受付・事務・送迎・待合・サービス・清掃 5 人（委託）、火葬業務 3 人（委託）	

渋川広域斎場 しらゆり聖苑（群馬県渋川市）		2000 年 7 月 11 日供用開始
構造・規模	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上 2 階建、既製打込み杭	
	延床面積 3,146.55 m ² （1F:2,627.30 m ² 、2F:260.55 m ² ） 建築面積 2,903.94 m ² 敷地面積 19,703.63 m ²	
主要諸室	火葬炉 5 基（汚物炉 1 基、動物炉 1 基） 告別室 1 室、収骨室 2 室、霊安室 1 室、待合室 5 室、式場 2 室、控室 3 室、お清め室 2 室	
職員数	受付・事務 5 人（臨時 3 人）、火葬業務 5 人（委託）、待合・サービス・清掃 4 人 計 14 人	

笠間広域斎場 やすらぎの森（茨城県笠間市）		2001 年 11 月 1 日供用開始
構造・規模	鉄筋コンクリート造、地上 2 階建、直接基礎、地盤改良	
	延床面積 3,367.36 m ² （斎場棟 1F:1,273.3 m ² ）（火葬場・待合棟 1F:1,708.8 m ² 、2F:385.3 m ² ） 建築面積 3,200.48 m ² 敷地面積 32,999.82 m ²	
主要諸室	火葬炉 5 基（予備スペース 1 基） 告別室 2 室、収骨室 2 室、霊安室 1 室、待合室 4 室、式場 2 室、控室 2 室、お清め室 2 室	
職員数	受付・事務 3 人、火葬業務 5 人、式場管理 3 人、清掃 1 人 計 12 人	

大宮聖苑（埼玉県さいたま市）		2004 年 7 月 1 日供用開始
構造・規模	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、平屋建、既製コンクリート杭	
	延床面積 6,741.26 m ² 建築面積 7,306.06 m ² 敷地面積 41,612.53 m ²	
主要諸室	火葬炉 10 基（予備スペース 2 基）動物炉 1 基、 告別室 3 室、収骨室 3 室、霊安室 1 室、待合室 10 室	
職員数	受付・事務 6 人、火葬業務委託 8 人、待合・サービス委託 8 人、清掃委託 4 人 計 26 人	

埼葛斎場組合斎場（埼玉県春日部市）		2007 年 4 月 29 日供用開始
構造・規模	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、地上 2 階建、既成杭	
	延床面積 4,893.30 m ² 建築面積 3,756.76 m ² 敷地面積 15,014.37 m ² （火葬待合 1F:3,020.26 m ² 、2F:1,204.91 m ² 、式場 1F:307.19 m ² 、2F:252.72 m ² 、車庫 1F:108.22 m ² ）	
主要諸室	火葬炉 8 基（予備スペース 1 基）動物炉 1 基 告別室 4 室、収骨室 3 室、霊安室 1 室、待合室 8 室、式場 1 室、控室 1 室	
職員数	受付・事務 15 人、火葬業務委託 5 人、待合サービス委託 6 人、清掃委託 2 人 計 28 人	

山桑メモリアルホール（千葉県匝瑳市）		2002 年 4 月 1 日供用開始
構造・規模	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上 2 階建、直接基礎、地盤改良	
	延床面積 2,673.90 m ² （1F:2,372.18 m ² 、2F:301.72 m ² ） 建築面積 2,675.40 m ² 敷地面積 26,846.78 m ²	
主要諸室	火葬炉 4 基（予備スペース 1 基） 告別室 2 室、収骨室 2 室、霊安室 1 室、待合室 4 室、式場 1 室、控室 2 室	
職員数	受付・事務 5 人、火葬業務 3 人 計 8 人	

臨海斎場（臨海部広域斎場組合 ／東京都港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区）		2004 年 1 月 15 日供用開始
構造・規模	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上 2 階建、杭基礎 延床面積 7,599.31 m ² （1F:4,415.78 m ² 、2F:3,167.93 m ² ） 建築面積 5,712.96 m ² 敷地面積 22,496.74 m ²	
主要諸室	火葬炉 8 基（予備スペース 2 基） 告別室 1 室、収骨室 1 室、霊安室 1 室、待合室 8 室、式場 4 室、控室 4 室、お清め室 4 室	
職員数	事務局 4 人 他は業務委託など	

かわさき南部斎苑（神奈川県川崎市）		2004 年 6 月 1 日供用開始
構造・規模	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地下 1 階地上 2 階塔屋 1 階、直接基礎、地盤改良 延床面積 9,910.96 m ² （B1F:2,963.41 m ² 、1F:3,914.89 m ² 、2F:3,009.15 m ² ） 建築面積 4,287.86 m ² 敷地面積 9,315.28 m ²	
主要諸室	火葬炉 12 基 告別室 3 室、収骨室 3 室、霊安室 1 室、待合室 9 室、式場 4 室、控室 4 室、お清めコーナー 4 室	
職員数	受付・事務 6 人・火葬業務 10 人、売店 11 人、警備 3 人、清掃 5 人 計 35 人	

瞑想の森 市営斎場（岐阜県各務原市）		2006 年 6 月 供用開始
構造・規模	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上 2 階建、直接基礎、地盤改良 延床面積 2,264.57 m ² （1F:1,817.87 m ² 、2F:446.7 m ² ） 建築面積 2,269.66 m ² 敷地面積 6,695.97 m ²	
主要諸室	火葬炉 5 基（予備スペース 1 基）、動物炉 1 基 告別室 2 室、収骨室 2 室、霊安室 1 室、待合室 3 室（和室 1、洋室 2）	
職員数	受付・事務・火葬業務（兼任） 4 人	

近江八幡市立さざなみ浄苑（滋賀県近江八幡市）		2005 年 7 月 1 日供用開始
構造・規模	鉄筋コンクリート造、一部木造、地上 2 階建、塔屋 1 階、既製コンクリート杭基礎 延床面積 2,359.70 m ² （1F:2,017.08 m ² 、2F:327.27 m ² 、塔屋 15.35 m ² ） 建築面積 2,338.26 m ² 敷地面積 12,334.03 m ²	
主要諸室	火葬炉 4 基（予備スペース 1 基）、特殊炉 1 基 告別・収骨室 2 室、収骨室 1 室、霊安室 1 室、待合ロビー、待合室 2 室（和室）展示・おもいでコーナー、多目的室、授乳室	
職員数	受付・事務 3 人、火葬業務 3 人 計 6 人	

筑紫の丘斎場（揖龍保健衛生施設事務組合／兵庫県たつの市、太子町）		2003 年 1 月 1 日供用開始
構造・規模	厚肉鉄筋トラスコンクリート造、鉄骨造、平屋建、直接基礎（ベタ基礎） 延床面積 2,315 m ² 建築面積 2,771 m ² 敷地面積 12,658 m ²	
主要諸室	火葬炉 6 基、動物炉 1 基 告別室 2 室、収骨室 2 室、霊安室 1 室、待合室 4 室	
職員数	受付・事務 4 人、火葬業務 5 人、清掃 1 人 計 10 人	

三木・長尾葬斎組合葬斎場 しずかの里（香川県木田郡三木町、さぬき市）		1999 年 4 月 1 日供用開始
構造・規模	鉄筋コンクリート造、地上 2 階建 延床面積 1,796.515 m ² （施工床面積 2,605.228 m ² ） 1F:火葬 533.032 m ² 斎場 692.650 m ² 待合 425.138 m ² 、2F:145.695 m ² 建築面積 3,037.98 m ² 敷地面積 16,900.00 m ²	
主要諸室	火葬炉 5（うち大型 2）基（1 基 1 系列）、汚物炉 1 基、動物炉 1 基、炉前ホール（告別・収骨）2 室 霊安室 1 室、式場 2 室、控室 2 室、待合室 4 室	
職員数	受付・事務 2 人、火葬業務 3 人 計 5 人	

今治市火葬場 すいふう苑（愛媛県今治市）		2004 年 4 月 1 日供用開始
構造・規模	鉄筋コンクリート造、・鉄骨造 地上 2 階建、既製コンクリート杭	
	延床面積 3,037.66 m ² (1F:2,612.80 m ² 、2F:414.86 m ²) 建築面積 3,037.98 m ² 敷地面積 16,900.00 m ²	
主要諸室	火葬炉 7 基（予備スペース 1 基分）、汚物炉 1 基	
	告別室 2 室、収骨室 2 室、霊安室 1 室、待合室 6 室	
職員数	受付・事務 3 人、火葬業務（委託）2~5 人（件数による）、清掃 1 人（その他委託屋内 2 人、屋外 2 人）	

宇佐市葬斎場 やすらぎの里（大分県宇佐市）		2007 年 1 月 31 日供用開始
構造・規模	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上 2 階建、地盤改良	
	延床面積 2,145.65 m ² (1F:1,867.73 m ² 、2F:277.92 m ²) 建築面積 2,335.73 m ² 敷地面積 9,015.33 m ²	
主要諸室	火葬炉 4 基（予備スペース 1 基分）	
	告別室 2 室、収骨室 2 室、霊安室 1 室、待合室 4 室	
職員数	場長 1 名、事務員 2 名、火葬業務員 4 名（非常勤 2 名、事務等兼任 2 名）、集中日は増員 清掃は委託	